

第2章 計画地の現状

第1節 自然的環境

1 地勢・地質

甲斐国分寺跡が所在する笛吹市は、東京から約100km圏に位置し、西側に甲府市、東側に甲州市、北側に山梨市、南側に南都留郡富士河口湖町と境界を接しており、“桃・ぶどう日本一の郷”、石和温泉郷・春日居温泉郷を擁する観光都市として知られている。本市の総面積は201.92㎢であり、山梨県の面積の4.5%にあたる。

本市の地形は、北に秩父山地の最南端となる大蔵経寺山や兜山、南に御坂山地の山々が連なった甲府盆地の一部を形成しており、大きく山地、丘陵地と扇状地、盆地底部の沖積平地で構成されている。平地部からなだらかな丘陵地帯まで集落地が形成され、それを取り囲むように果樹地帯広がっている。また、御坂山塊の中央を西流する芦川に沿って山村集落が形成されている。

山地における地質は、その大部分が花崗閃緑岩からなり、茶臼山から蜂城山、大久保山にかけては、小仏層からできている。また平地における地質は扇状地の堆積物によってできている。これらの堆積物は、主として花崗閃緑岩の碎屑物からできている。農耕地の土壌は、全般的に見て花崗岩系で壤土または砂壤土となっているため農作物に適し、有機物の分解が早く地温が高まりやすく、排水もよいため古くから肥沃な土地として農業が盛んに行われた。

河川水系は、笛吹川水系に属しており、山地から流れる日川、金川、浅川、境川、平等川等の河川が笛吹川に合流している。また、芦川地区を流れる芦川は、甲府市、市川三郷町を経て、笛吹川最下流部に合流し、富士川に注いでいる。

笛吹川は日本三大急流のひとつ富士川水系の一級河川で、市域の北東から南西へと流れている。かつての笛吹川は急峻な地形のため水害を繰り返してきた。特に明治40（1907）年の大水害によって大きく流路が変わり、大正年間の河川改修工事により現在の流路となった。笛吹川やその支流が創り出した肥沃な土地の恩恵を受けて、市街地や集落地を取り囲むように周辺一帯には桃やブドウなどの果樹地帯が広がっている。この果樹園が広がる風景は、本市の大きな地域資源となっており、農林水産省により、「盆地に適応した山梨の複合的果樹システム」として日本農業遺産（平成29年3月）・世界農業遺産（令和4年7月）に認定され、平成30（2018）年5月には文化庁により、「葡萄畑が織りなす風景～山梨県峡東地域～」として日本遺産に認定された。また、低地部の石和・春日居地域の市街地周辺では、旧笛吹川の流路にあたる近津用水をはじめ、小さな河川や水路が縦横に流れ、水の都としての特色を有している。

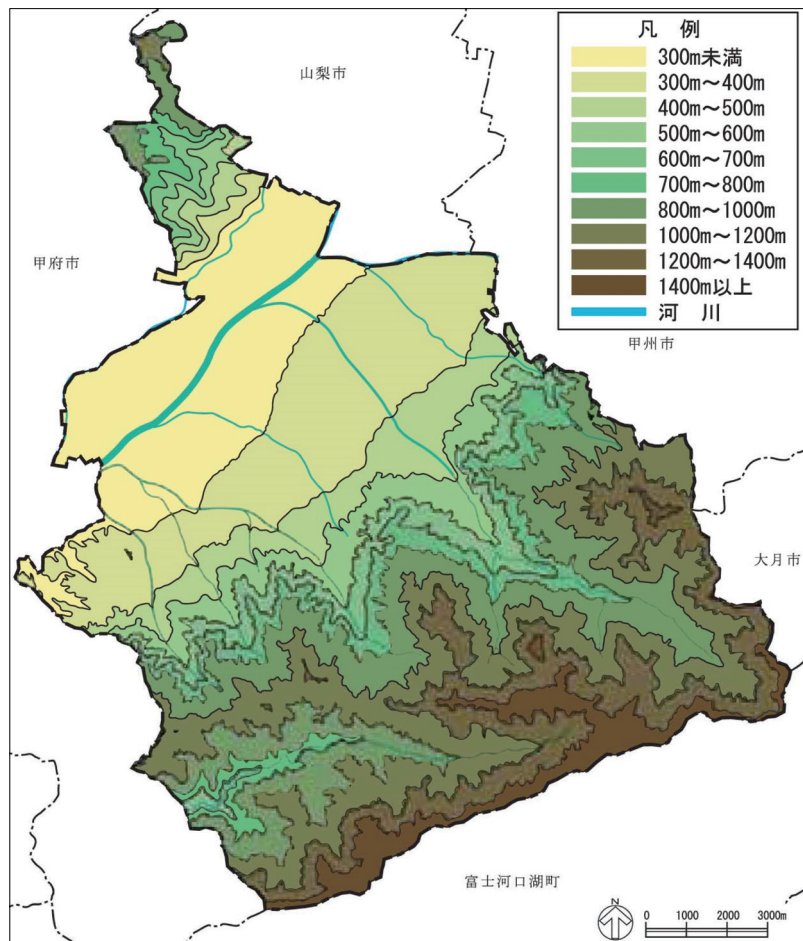
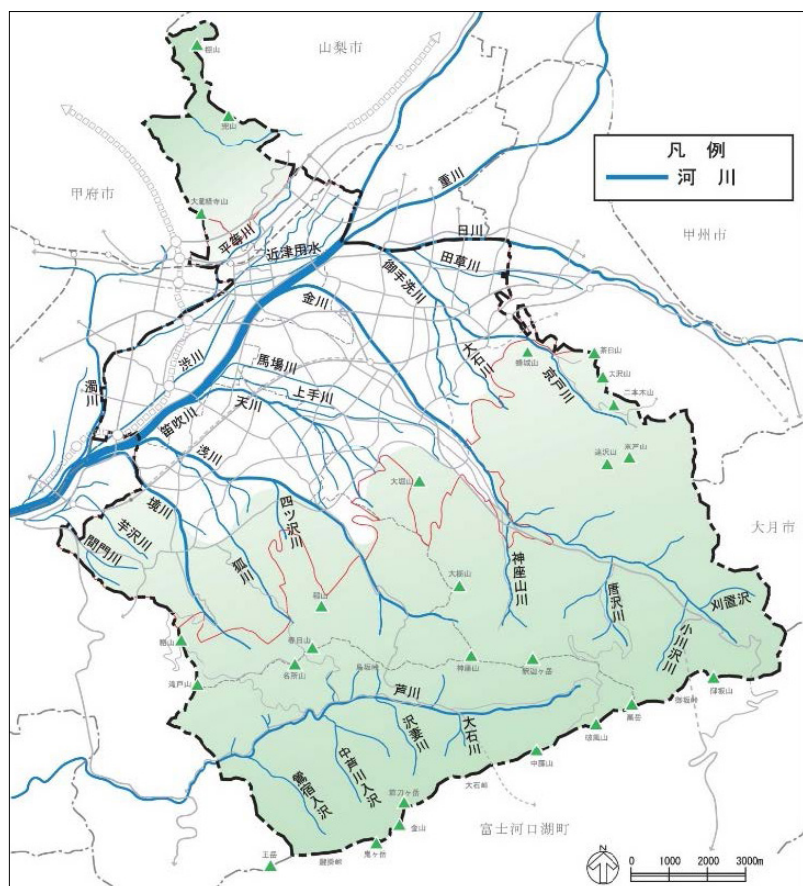


図 地形図
 笛吹市都市計画マスタープラン（2021 年）



図_河川水系図
 笛吹市都市計画マスタープラン（2021年）

2 気象

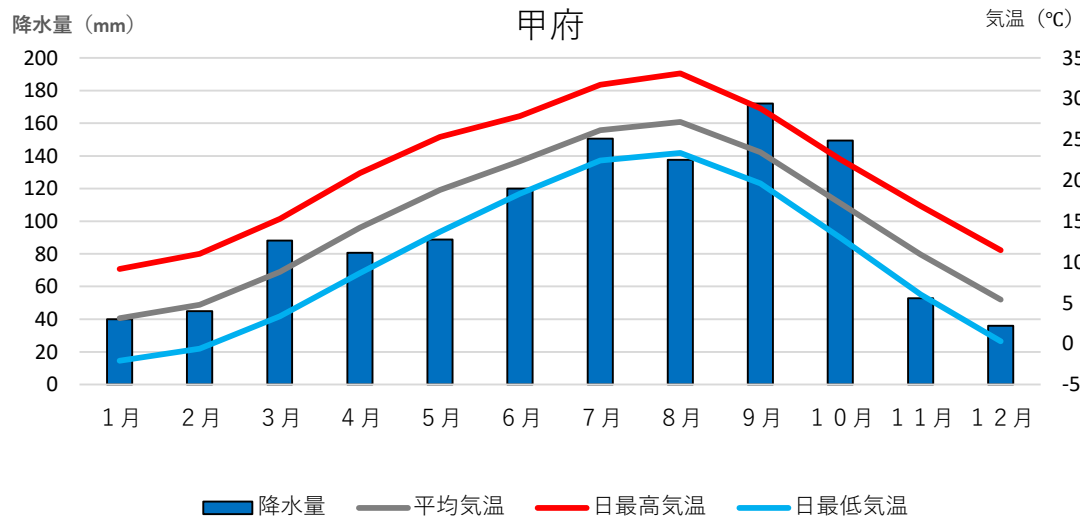
気候は温暖で雨や雪は少なく、年平均気温 14.7 度、年平均降水量は 1131.9 mm 程度となっている。盆地特有の内陸性気候で、日較差、年較差が大きく、日照時間も比較的長いため、果樹栽培に適した土地となっており、桃・ぶどうの生産量日本一を誇る果樹地帯となっている。

なお、各地点の観測史上最高気温は、甲府で 40.7 度(平成 25 年 8 月 10 日)、勝沼で 40.5 度(平成 25 年 8 月 10 日)を記録している。

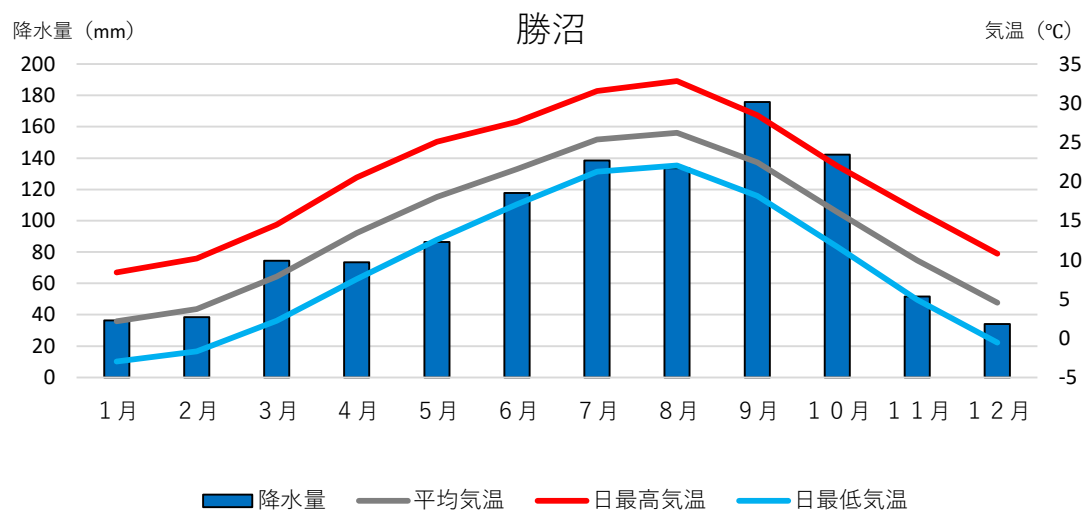
表_ 笛吹市近辺の観測所気象統計 (平成 3 年～令和 6 年)

	甲府					勝沼				
	降水量 (mm)	平均気温 (°C)			日照時間 (時)	降水量 (mm)	平均気温 (°C)			日照時間 (時)
		平均	日最高	日最低			平均	日最高	日最低	
1 月	40.0	3.1	9.1	-2.1	209.4	36.5	2.2	8.4	-3.0	209.2
2 月	44.9	4.8	11.0	-0.6	196.4	38.5	3.7	10.2	-1.7	198.1
3 月	88.2	8.8	15.3	3.4	207.1	74.4	7.9	14.5	2.3	202.1
4 月	80.7	14.2	20.9	8.6	206.3	73.4	13.4	20.5	7.6	205.1
5 月	88.7	18.8	25.3	13.7	203.4	86.4	18.1	25.1	12.6	199.6
6 月	120.0	22.3	27.9	18.3	151.7	117.7	21.6	27.6	17.1	146.1
7 月	150.5	26.2	31.7	22.4	169.9	138.6	25.4	31.5	21.3	167.5
8 月	137.6	27.2	33.1	23.4	194.7	133.5	26.2	32.8	22.0	194.4
9 月	172.2	23.5	28.8	19.6	152.7	175.8	22.4	28.5	18.2	152.1
10 月	149.4	17.2	22.6	13.0	161.9	142.1	16.1	22.0	11.7	159.5
11 月	52.9	11.0	16.9	6.0	180.8	51.7	9.9	16.3	4.9	181.7
12 月	36.0	5.4	11.5	0.3	203.6	34.1	4.5	10.8	-0.6	203.4
年平均	1161.2	15.2	21.2	10.5	2237.8	1102.6	14.3	20.7	9.4	2218.9

気象庁ホームページを基に笛吹市教育委員会作成



図「甲府」の気象 (平成3年～令和6年)
気象庁ホームページを基に笛吹市教育委員会作成

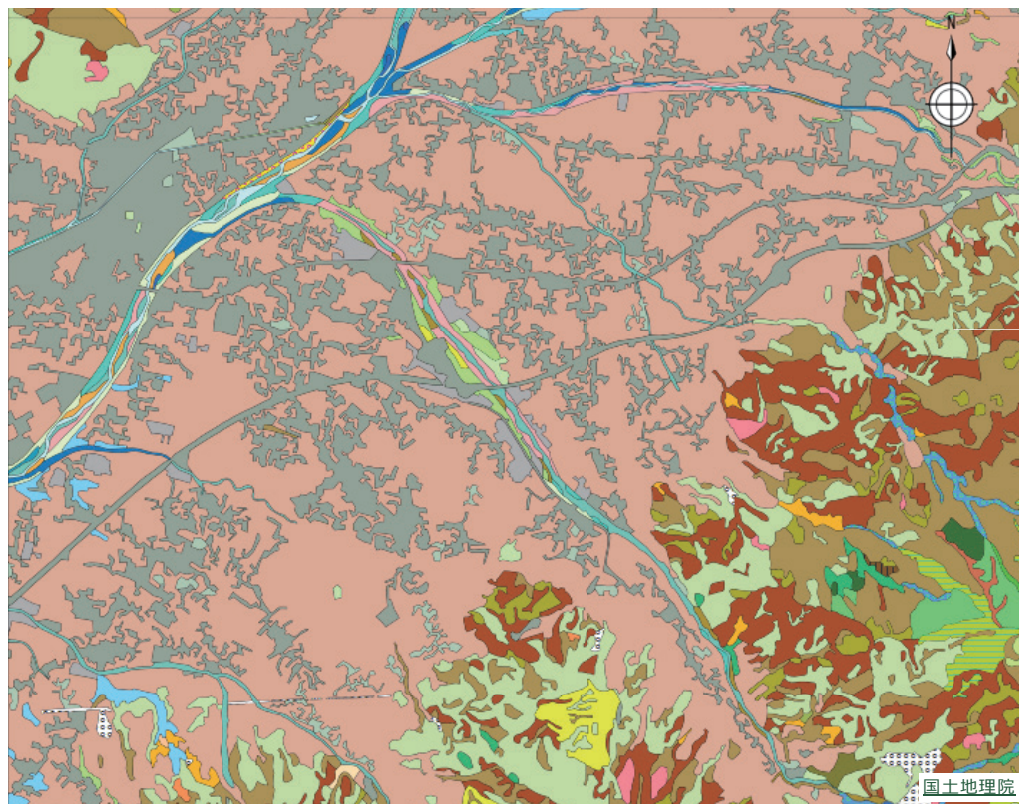


図「勝沼」の気象 (平成3年～令和6年)
気象庁ホームページを基に笛吹市教育委員会作成

3 植生等

御坂山地から丘陵部一帯は、クリーコナラ群落が多く分布しているほか、山地から丘陵地に移行する地域では、農用林としての利用が図られてきたクヌギ・コナラ群落やアカマツ植林、スギ・ヒノキ植林が分布している。また、大蔵経寺山周辺については、アカマツ植林を主体にこれらの植林が混在している。

特徴ある植生としては、芦川源流域の日本でも有数のニホンスズランの群生地、黒岳周辺に分布するブナの原生林があり、これらは「山梨県自然環境保全条例」に基づき、それぞれ「自然記念物」及び「自然環境保全地区（自然保存地区）」に指定されている。また滝戸山の山頂付近にあるミズナラ林は「やまなしの森林百選」に選定されている。



130200 イヌブナ群落	320200 ヤナギ低木群落	541200 その他植林（落葉広葉樹）
140601 コカンスゲーツガ群落	320401 タマアジサイーフサザクラ群落	550000 竹林
140801 シノブカグマー・ヒノキ群落	410101 クリーコナラ群落	560100 ゴルフ場・芝地
150100 アカマツ群落	410102 クヌギ・コナラ群落	560200 牧草地
160202 イワボタンーシオジ群落	410700 アカメガシワーカラスザンショウ群落	570100 路傍・空地雑草群落
160403 オオモミジーケヤキ群落	440000 低木群落	570101 放棄畑雑草群落
180400 ヤマハンノキ群落	440200 クズ群落	570200 果樹園
220000 落葉広葉樹二次林	450100 ススキ群落	570300 畑雑草群落
220110 フクオウソウーミズナラ群落	450103 チガヤーススキ群落	570400 水田雑草群落
221103 ミヤコザサーミズナラ群落	460000 伐採跡地群落	570500 放棄水田雑草群落
230100 アカマツ群落	470400 ヨシクラス	580100 市街地
240101 ニシキウツギーノリウツギ群落	470501 ツルヨシ群落	580101 緑の多い住宅地
250200 ススキ群落	470502 オギ群落	580200 残存・植栽樹群をもった公園、墓地等
250203 カワラマツバーススキ群落	470507 河川砂礫地外来草本群落	580300 工場地帯
260000 伐採跡地群落	540100 スギ・ヒノキ・サワラ植林	580400 造成地
270101 シラカシ群落	540200 アカマツ植林	580600 開放水域
290104 ヤマツツジーアカマツ群落（自然林）	540700 カラマツ植林	580700 自然裸地
300102 イロハモミジーケヤキ群落	540902 ニセアカシア群落	580800 残存・植栽樹群地
320100 ヤナギ高木群落	541102 ウラジロモミ植林	

図 笛吹市付近植生図
環境省自然環境局生物多様性センター「植生調査（1/2.5 万）第 6 ～ 7 回（1999 ～ 2012/2013 ～）」

第2節 歴史的環境

本市は御坂山地や笛吹川などの豊かな自然環境を背景に、古くから人々の営みが行われてきた。旧石器時代から近現代までの遺跡数は744（うち消滅70含む）に上る。時代別の延数^{※1}は、旧石器時代3、縄文時代203、弥生時代65、古墳時代439、奈良時代151、平安時代314、中世132、近世78、近現代1となっている。

※1 一つの遺跡内に縄文時代・平安時代等、複数の時代の遺構等が所在する場合もあり、時代別の遺跡数の合計は全体の遺跡数よりも多くなる。

1 縄文時代・弥生時代

縄文時代の遺跡は、縄文人の食物となる動植物の生息・生育環境が整っていた御坂山地を背後にした場所に多く立地している。縄文時代前期の遺跡である花鳥山遺跡からは、良質な土器資料とともに国内最古級の資料とされるエゴマの炭化種子や籾殻圧痕をもつ土器が出土しており、植物栽培の可能性が示唆されている。

その他、縄文文化が最も栄えたとされる約5,500～4,500年前の縄文時代中期の著名な遺跡からは、1,116点もの土偶が出土している。なかでも、土偶にまつわる祭祀や製作技法に関して注目される釈迦堂遺跡や、優れた造形美を誇る土器や土偶が数多く出土した一の沢遺跡はその代表例であり、これら遺跡の出土品は重要文化財に指定されている。このほか大型深鉢（渦巻文）（県指定文化財）やユニークな土偶が出土した桂野遺跡などもある。また、弥生時代の遺跡は市内含め県全域で数えるほどしかないが、そうした中でも身洗沢遺跡は県内初の弥生水田跡と木製農耕具が発見された貴重な遺跡である。



写真 山梨県釈迦堂遺跡出土品（重要文化財）の土偶（釈迦堂遺跡博物館所蔵）



写真 山梨県釈迦堂遺跡出土品（重要文化財）の水煙文土器（釈迦堂遺跡博物館所蔵）



写真 山梨県一の沢遺跡出土品（重要文化財）の土偶（山梨県立考古博物館所蔵）



写真 桂野遺跡出土、大型深鉢（渦巻文）土器（県指定文化財）（釈迦堂遺跡博物館所蔵）

2 古墳時代～平安時代

本市では、古墳時代から平安時代にかけての遺跡が最も多く確認されている。周溝を含めると全長が105mと大型古墳となる県指定史跡岡・銚子塚古墳は4世紀後半に築造された古墳であり、葺石が確認されているほか、円筒埴輪や鏃・剣・刀などの鉄製品、鏡などが出土している。

また、一辺約56mと東日本最大級の規模の方墳である県指定史跡竜塚古墳は5世紀前半に、全長約46mの帆立貝式古墳である市指定史跡狐塚古墳は5世紀後半にそれぞれ築造されている。

こうした古墳は、八代町付近に築かれており、中央とつながりを持つ甲斐の有力者層が周辺で活動していたことを示している。

6世紀以降の古墳時代後期は古墳の分布が本市の東側に移り、形態も横穴式石室を持つ古墳へと変化している。

当該期には、東日本最大級の横穴石室を有する県指定史跡姥塚古墳が御坂町内に築造され、付近に所在する大集落である二之宮・姥塚遺跡の有力者が葬られた墓と考えられる。

その他、金川の沿岸には7世紀前半に築造された八角墳である県指定史跡経塚古墳をはじめ、多くの古墳が所在し、四ツ塚古墳群、国分古墳群、楽音寺古墳群、長田古墳群など、被葬者が豪族から有力農民へと拡大したことを示していると考えられている。

また、積石塚古墳は6～7世紀の春日居古墳群及び大蔵経寺古墳が本市北西部の春日居町から甲府市東部の山麓に所在している。

なお、この付近には古墳時代後期に勢力を持った有力氏族が建立した氏寺であったと考えられる県指定史跡寺本廃寺跡が所在している。当該遺跡は、発掘調査によって法起寺式伽藍配置の寺院であることが確認され、寺院に関連する瓦・仏像の螺髪や破片等の特徴的な遺物が出土している。

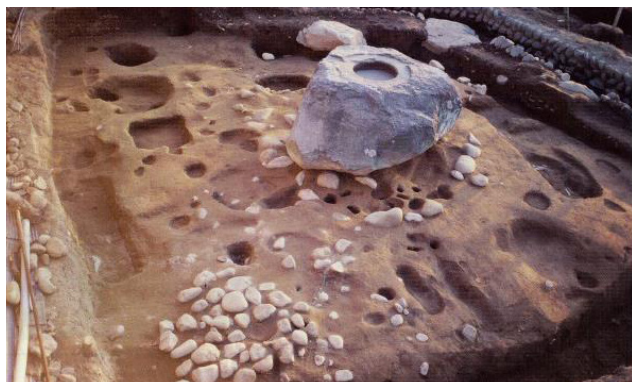
また、春日居町には「国府」の地名も残っていることから、笛吹市域は奈良時代以前にも甲斐国の重要な拠点であったと考えられる。



写真_岡・銚子塚古墳（県指定史跡）



写真_姥塚古墳石室（県指定史跡）



写真_寺本廃寺跡 塔心礎（県指定史跡）



写真_経塚古墳（県指定史跡）

(1) 甲斐国の役所としての国府

大宝元（701）年に制定された大宝律令により、列島は全国 60 余りの国に分けられた。甲斐国は山梨郡・八代郡・巨麻郡・都留郡の 4 郡からなり、本市は山梨郡の南部と八代郡北部に当たる古代甲斐国の中枢部であったと考えられる。

また都からの官道が整備されたが、都から甲斐国府に至るルートは、東海道から御坂山地を越える東海道の支線が「甲斐路（御坂路）」として指定された。

甲斐国府は甲斐国の中心として八代郡に置かれたと『和名類聚抄』に記されており、同書の成立した平安時代の国府位置は笛吹市御坂町国衙付近に比定されているが、寺本廃寺の所在や条里制の地割確認などにより、初期国府は春日居町に置かれたと考えられている。

天平 13（741）年の国分寺建立の詔により、国ごとに国分寺と国分尼寺を建てることとされたが、これを受けて甲斐国においても国分寺・国分尼寺が造営された。

本市における奈良時代・平安時代の代表的な遺跡は、史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡のほか、国府遺跡が挙げられる。「国府」は春日居町内の地名であり、甲斐国府に関連する遺跡である寺本廃寺跡も国府関連遺跡の中に所在している。

国府遺跡では高床総柱の礎石建物跡・基壇状遺構・石列遺構があることが確認され、近接する神東町遺跡では古墳時代後期から平安時代の竪穴建物跡 20 数軒・掘立柱建物跡 1 棟の確認とメノウ勾玉、「生」の刻書土器、灰釉陶器が出土している。また熊野南遺跡からは奈良・平安時代の竪穴建物跡 5 軒・石組遺構、櫛田遺跡では古墳時代後期～平安時代の竪穴建物跡 10 軒以上、掘立柱建物跡 2 棟、溝状遺構・焼土遺構を確認している。

これらの遺跡は、遺構や出土遺物から役所的な性格がうかがえる。



写真 国府遺跡第 1 次調査 礎石建物跡

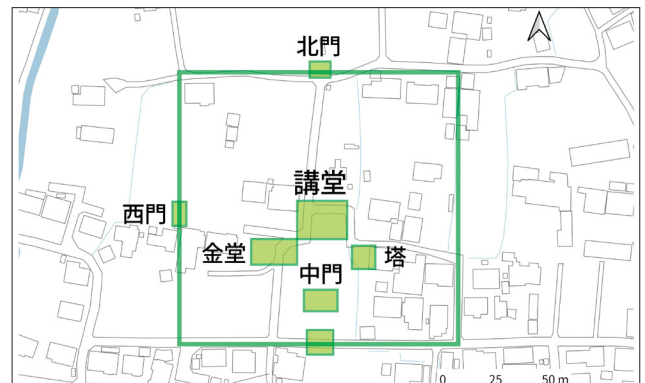


図 寺本廃寺伽藍配置

(2) 古代の集落

集落遺跡の代表的なものとしては、甲府盆地東部にあたる地域に奈良時代以前からの拠点集落が所在しており、金川左岸の二之宮遺跡、大原遺跡は集落遺跡の代表的な遺跡である。特に大原遺跡は古墳時代から平安時代までの竪穴建物跡が 350 軒確認され、その出土遺物からも国分寺・国分尼寺の造営や管理に関連するものと考えられる。



写真 大原遺跡 竪穴建物跡の重なり合い

(3) 古代の仏教関連遺跡

八代町永井の瑜伽寺は、奈良時代の霊亀元年（715）の創建^{※2}とされている。当寺は甲斐国分寺・甲斐国分尼寺と同時代に創建された寺院のひとつと考えられている。県指定文化財の薬師三尊像の塑像片は当初の本尊であったとされ、寺本廃寺跡出土の塑像残欠と同時期のものと推定されている。

※2 『甲斐国志』による

境川町寺尾地区に所在する前付・大祥寺遺跡は、平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて発掘調査が行われ、奈良時代の山寺遺構と考えられる掘立柱建物跡が確認された。また、それを取り巻く竪穴建物跡から瓦塔片が発見されている。

これらは、官寺としての国分寺・国分尼寺と別系統の仏教寺院が同時期に併存していたことをうかがわせる。

(4) 平安時代の甲斐国

平安時代の遺跡は、御坂町成田の付近に多く所在している。地耕免遺跡は、竪穴建物跡のほか、9 世紀前半から 10 世紀前半の斎串状木製品や馬の骨といった古代の祭祀にかかわる遺物が出土している。これらは雨乞いや止雨の祭礼で用いられたと考えられ、当時の人々の暮らしや世界観をうかがい知ることができる。

その他特徴的な事項として、平安時代に伊勢神宮に地域の特産物を納めるために設置された所領である石和御厨（いさわみくりや）が石和町内におかれたことが挙げられる。のちに、ここを拠点として武士が台頭していくことになる。

3 中世・近世

鎌倉時代、甲斐源氏武田信光が石和御厨を拠点として荘園・石和荘を構え活躍した。15 世紀半

ばには、甲斐守護であった武田信重が現在の石和町小石和の成就院に館を築いた。以降、子孫である信虎が府中（甲府）を本拠とする永正 16（1519）年まで、本市域が武田氏の拠点であり、甲斐国の政治の中心であった。広厳院や慈眼寺は武田家の庇護の下、隆盛を極めた。

天正 10（1582）年に武田氏が滅亡した以降、甲斐国は織田・豊臣・徳川と支配が移り、江戸幕府の下で、本市域も含まれる県中西部にあたる甲府藩と県東部にあたる谷村藩が成立した。谷村藩は後に廃藩となったが、享保 9（1724）年の享保の改革に際して幕府直轄地とされたことにより、甲府藩も廃藩となった。

本市は交通の要衝として重要な地域であり、古代から利用されてきた街道が現在も存在している。甲斐路（御坂路）は、甲斐と幕府のある鎌倉を結ぶ主要街道として鎌倉街道とも呼ばれた。また、芦川町を抜ける若彦路、雁坂峠を越える秩父路（秩父往還）などの街道とともに、数多くの往来があったことで街道沿いは賑わった。

江戸時代になると、江戸防衛のため東海道や中山道とともに五街道のひとつとして、甲州街道が整備された。石和には代官所が設けられ宿場町として栄えた。



写真 慈眼寺本堂（重要文化財）



写真 広厳院の銅鐘

4 明治時代～現代

桃、ぶどうの生産量日本一を誇る山梨県峡東地域は、明治時代にワイン製造がはじまり、130 年以上の歴史を有している。明治 34（1901）年には、一宮町のルミエールワイナリーにて日本初のヨーロッパ型地下発酵槽が造られた。当該建造物は、平成 10（1998）年 4 月 21 日に再現することが容易でないものとして、国登録有形文化財に登録されており、現在も一部が使用されている。また、令和 4（2022）年 7 月 18 日には、峡東地域の農業景観が「扇状地に適応した果樹農業システム」として世界農業遺産に認定された。



写真 ルミエール旧地下発酵槽（国登録有形文化財）

5 文化財

甲斐国分寺跡をはじめ、本市には、数多くの貴重な文化財が所在している。令和 8（2026）年 3 月 31 日現在の文化財の総数は 217 件であり、内訳は国指定 13 件、県指定 62 件、市指定 137 件、国登録有形文化財 5 件となっている。

重要文化財では、山梨岡神社本殿や浅間神社摂社山宮神社の建造物、絹本著色仏涅槃図（大蔵経寺）など絵画、木造吉祥天及二天像（福光園寺）など仏教彫刻、釈迦堂遺跡出土品などがあり、これらは考古資料にもなっている。県指定文化財では、山梨岡神社の太々神楽など無形民俗文化財、岡・銚子塚古墳、経塚古墳など史跡、一宮浅間神社の夫婦ウメ、智光寺のカヤといった天然記念物など多様な内容となっている。市指定文化財では、賀茂春日神社本殿の建造物、狐塚古墳、八幡塚古墳などの史跡、山梨岡神社のフジ、浅間神社摂社山宮神社の夫婦杉など天然記念物他多数所在している。



写真_木造吉祥天及二天像（福光園寺）（重要文化財）



写真_智光寺のカヤ（県指定天然記念物）

6 歴史的景観

要衝としての重要性や立地の適正さは、地勢・地形といった地理的要因に起因していることも多い。本市は、北の大蔵経寺山や兜山、南の御坂山系の細やかな山地地形で南北を山々に囲まれて緩やかな盆地を形成おり、その中に深く切れ込んだ谷地形などが大きな特徴である。そうした地形的な特徴を踏まえて適地につくられてきた集落や施設は、周辺の自然景観と調和しながら独自の景観を形成してきた。

それは、景色を見る場所である「視点場」と、景色として見られる「視対象」の両方を担っている。特に歴史的環境の中にある視点場から眺める山並みなどの景観は、長い時間の中で周辺の土地利用が変遷しても、変わることなくあり続けており、往時の人々が眺めた景観を現代の我々も体感することができる。本市には、このような歴史的な景観が複数点在している。

第3節 社会的環境

1 人口

本市の総人口は、64,823 人（男 32,476 人、女 32,347 人）（令和 7 年 8 月 1 日現在）、総世帯数は、30,766 世帯（令和 6 年 12 月末現在）となっている。人口は平成 24（2012）年の 71,957 人をピークに減少に転じ、平成 30（2018）年からは 70,000 人を割り込んでいる。一方で世帯数は増加しており、核家族化が進行していると考えられる。

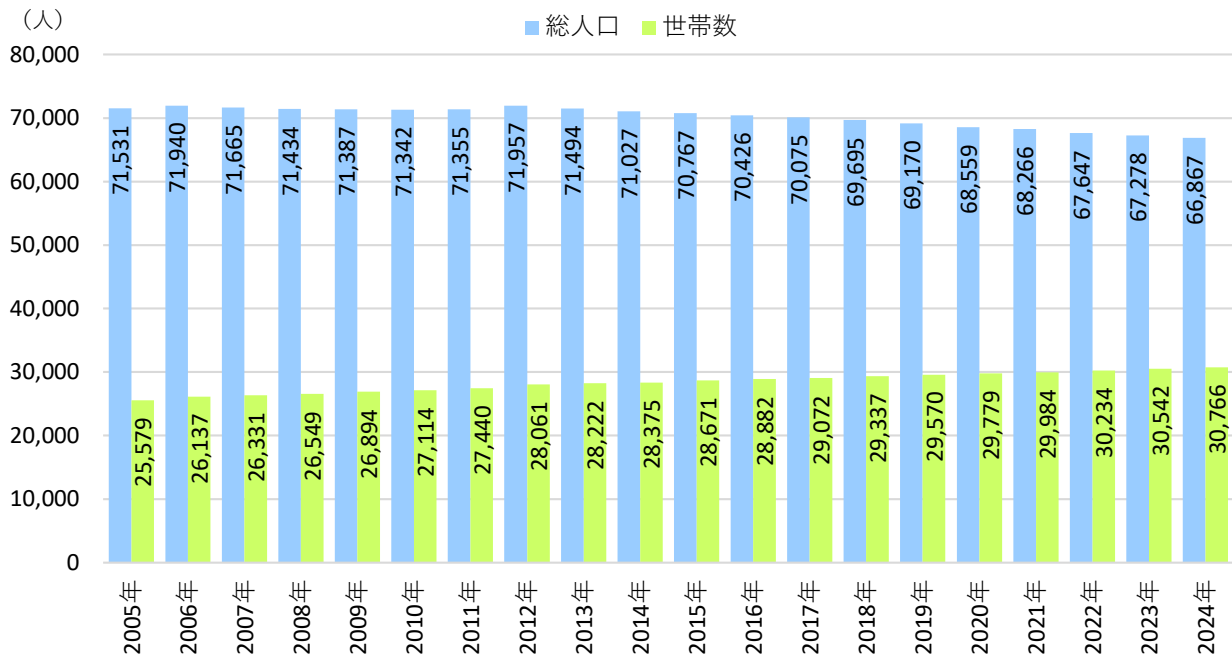


図 総人口と世帯数の推移

笛吹市「行政区別人口統計表」（毎年 12 月末）

2 土地利用

『笛吹市都市計画マスタープラン』によると、土地利用の状況は、宅地 15.97 km² (7.9%)、農用地 32.66 km² (16.2%)、森林等 118.21 km² (58.5%) となっており、74.7%が自然的な土地利用で占められ、緑豊かな田園都市を形成している。

中心市街地は、石和温泉駅周辺から甲府バイパス周辺にかけて形成されており、市役所の出先機関である各支所周辺や幹線道路沿いなどに小規模な市街地が形成されている。

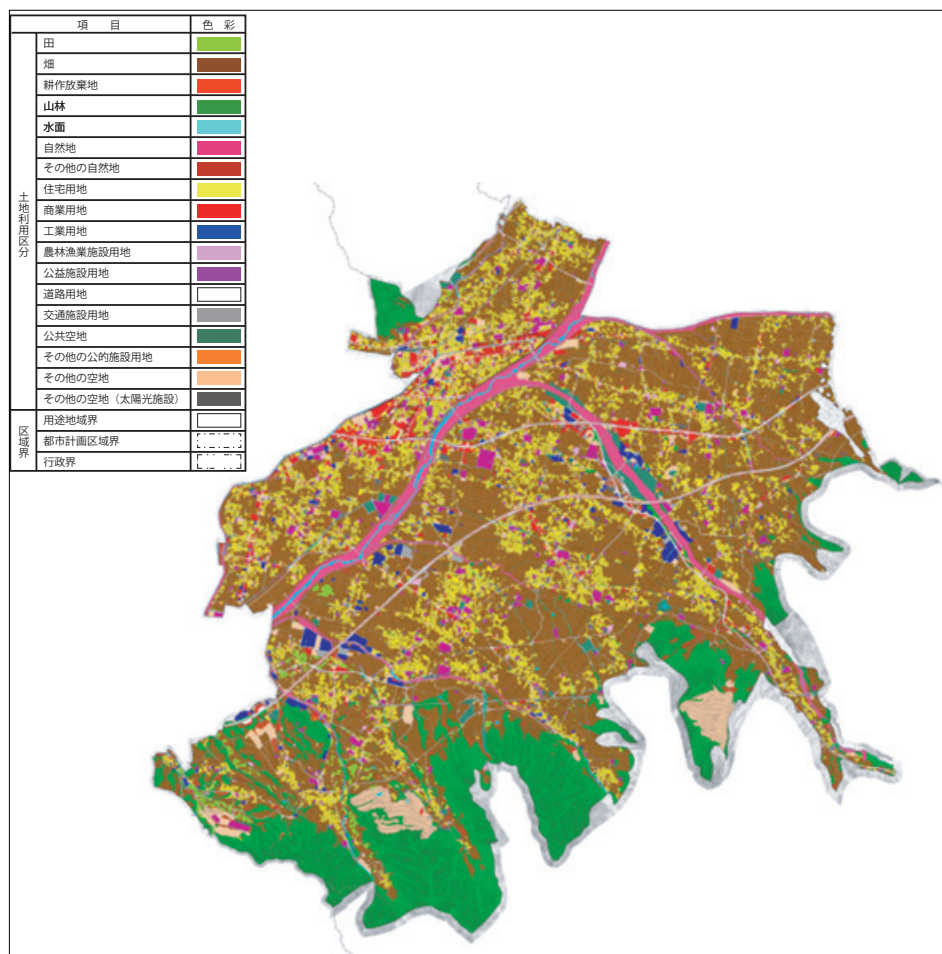
平地部から山麓一帯には広く農地（果樹園）が展開し、その中に集落地が分布している。近年、農地の宅地化が進行し、農地の大半を占める樹園地面積が減少してきている。また、耕作放棄地も増加している。

甲斐国分寺跡の位置する一宮町は、農地の割合が高い地域となっており、史跡地周辺には桃畑・ぶどう畑が広く展開している。また隣接して県立森林公園「金川の森」の緑地帯が広がっている。

表_土地利用別面積

種別	面積	
	面積 (km ²)	割合 (%)
宅地	15.97	7.9
農用地	32.66	16.2
森林等	118.21	58.5
その他	35.08	17.4

笛吹市都市計画マスタープラン（2021 年）



図_土地利用現況図

笛吹市都市計画マスタープラン（2021 年）

3 交通

本市は、東京から約 100 km圏に位置し、東京圏と中京圏を結ぶ幹線交通路である JR 中央本線、中央自動車道や高速バス路線をはじめ、国道や県道などの幹線道路網が充実しており、広域的なアクセスに恵まれている。

高速道路では、中央自動車一宮御坂インターチェンジを利用し都内から約 90 分で到着することができる。その他、市内には笛吹八代スマート IC、市の東西の入り口には勝沼 IC・甲府南 IC があり、東京方面や長野・名古屋方面からのアクセスに優れている。

広域幹線道路では、東京と長野県松本方面を結ぶ国道 20 号が平地部を横断する。また、奥多摩方面を結ぶ国道 411 号、秩父方面を結ぶ西関東連絡道路や国道 140 号、河口湖方面を結ぶ国道 137 号、精進湖方面を結ぶ国道 358 号が通っており、中・近世から続く広域交通の要衝となっている。今後、新山梨環状道路（東部区間）の整備事業が進められるなど、本市は、広域的な幹線道路の重要な交通結節地域となっている。

鉄道は、石和温泉駅と春日居町駅があり、市の最北部を横断している。石和温泉駅は特急が停車し、都内新宿駅から所要時間約 90 分で来ることができる。また、リニア中央新幹線の建設が計画されており、広域的な交通アクセスの一層の向上が見込まれる。

高速バスは、甲府駅と新宿駅を結ぶ路線が市内を運行しており、中央自動車道釈迦堂、甲斐一宮、御坂、八代、境川の 5 つのバス停のほか、国道 20 号に一宮、国道 411 号の市部通りに石和の高速バス停がある。

市域のバス路線としては、市営バス 3 路線、自主運営バス 1 路線、民営バス 7 路線がある。甲斐国分寺跡付近には、石和温泉駅からの市営一宮循環バスが運行されているが、曜日により運行ルートが違い、日曜日は運休である。しかし、甲斐国分寺跡は国道 20 号線や金川曽根広域農道に近接し、中央自動車道一宮御坂インターチェンジからも 1 km の範囲であることから、車でのアクセスの利便性が高い。



図 笛吹市の広域的な交通条件
 笛吹市都市計画マスタープラン（2021 年）

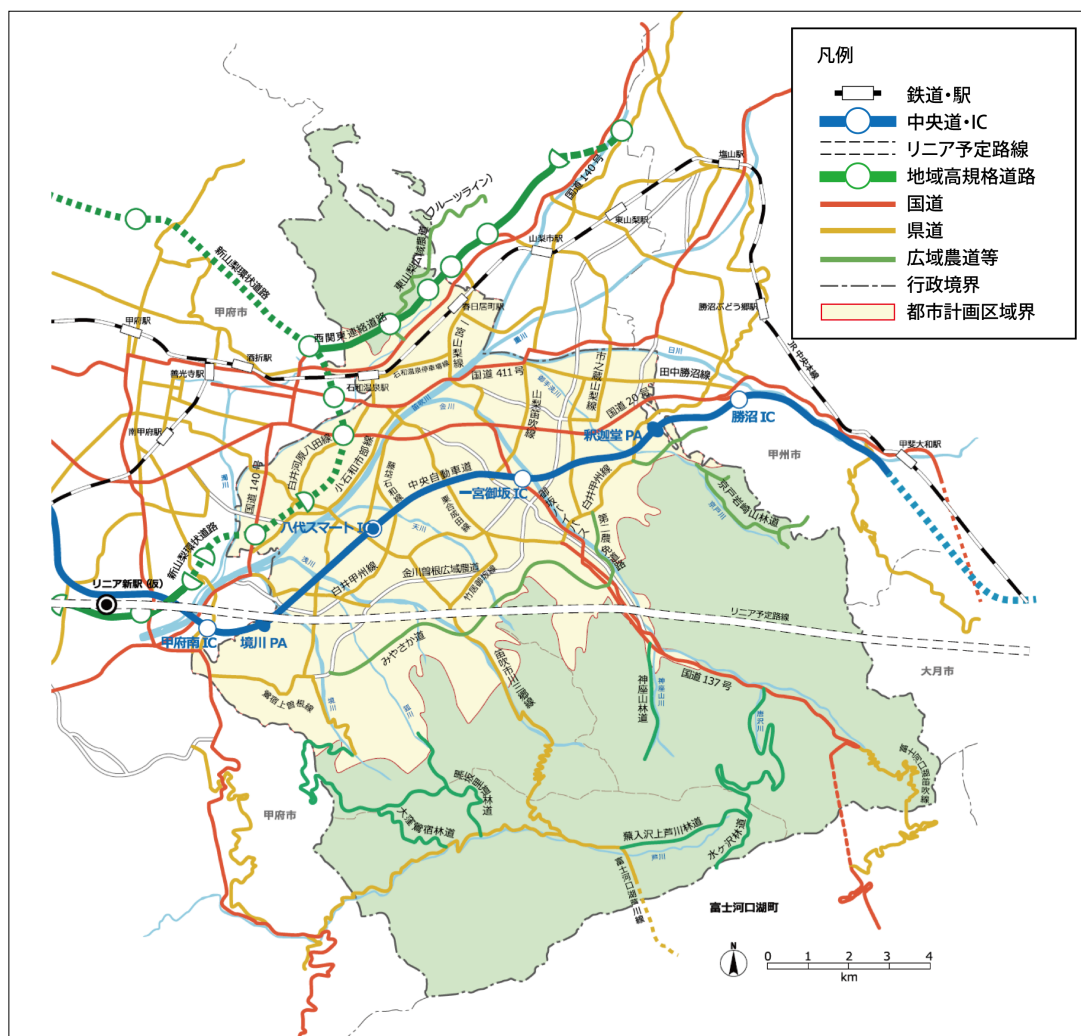


図 笛吹市の道路交通網
 史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡保存活用計画（2024）

4 産業

本市の産業別就業人口の構成比は、令和2（2020）年国勢調査によると、第一次産業が16.2%、第二次産業が21.4%、第三次産業が62.5%となっている。第一次産業については、県（6.7%）と比べても割合が大きく、農業従事者が多いという特性を表している。

一方で、産業別の付加価値額でみた場合、令和3（2021）年の「経済センサス-活動調査」によると、「製造業」「医療、福祉」「卸売業、小売業」「建設業」「運輸業、郵便業」「宿泊業、飲食サービス業」「不動産、物品賃貸業」の順であるが、全国と比較した場合の特徴的な産業としては「運輸業、郵便業」の特化係数^{※1}が2.49と高く、その他「複合サービス事業」2.17、「生活関連サービス業、娯楽業」2.13、「宿泊業、飲食サービス業」2.12とこれらも高くなっている。

※1 全国に比べて特化している産業とされる係数。特化係数が1よりも大きな産業は、全国傾向よりも構成比が大きくなっており、特徴的な産業と言える。

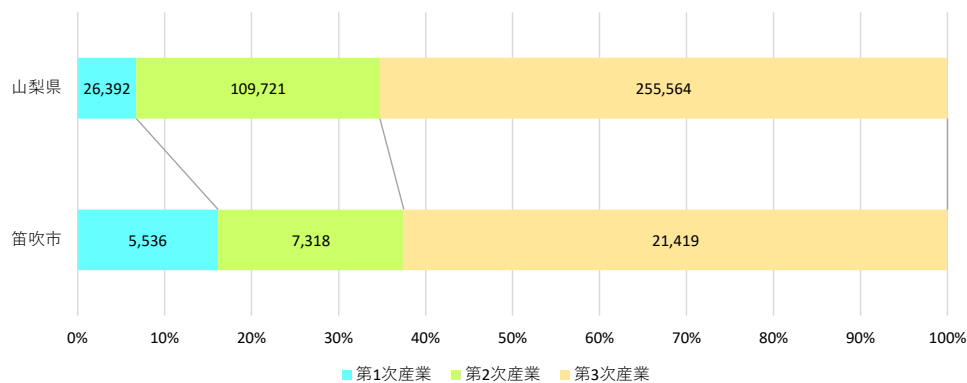


図 産業3部門別就業者数（2020年）
国勢調査を基に笛吹市教育委員会作成

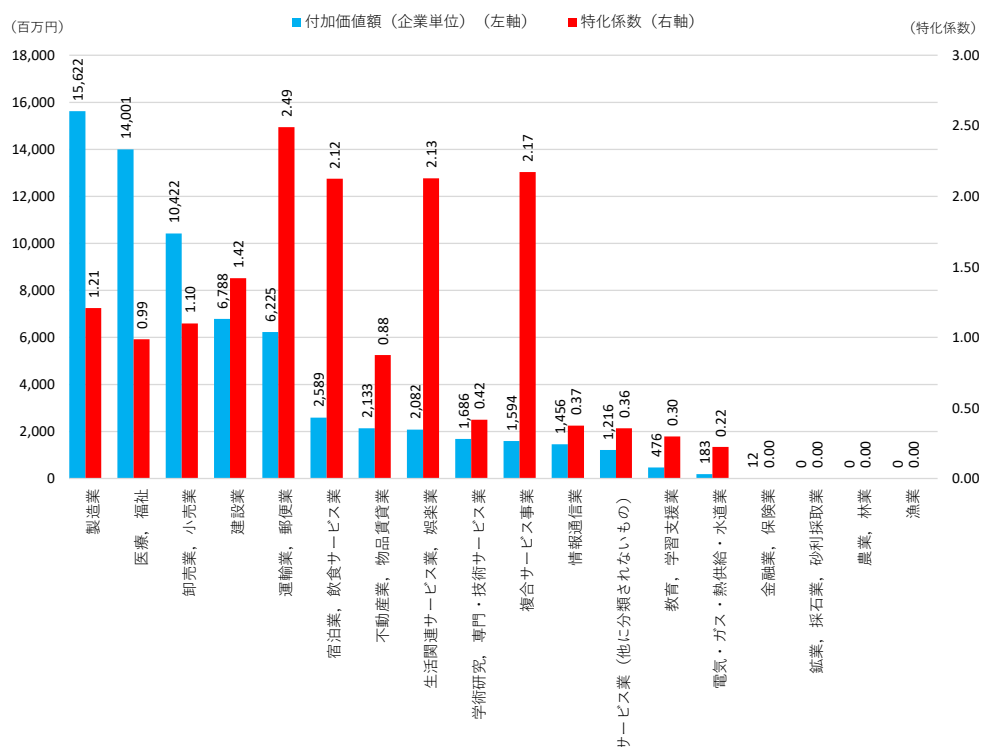
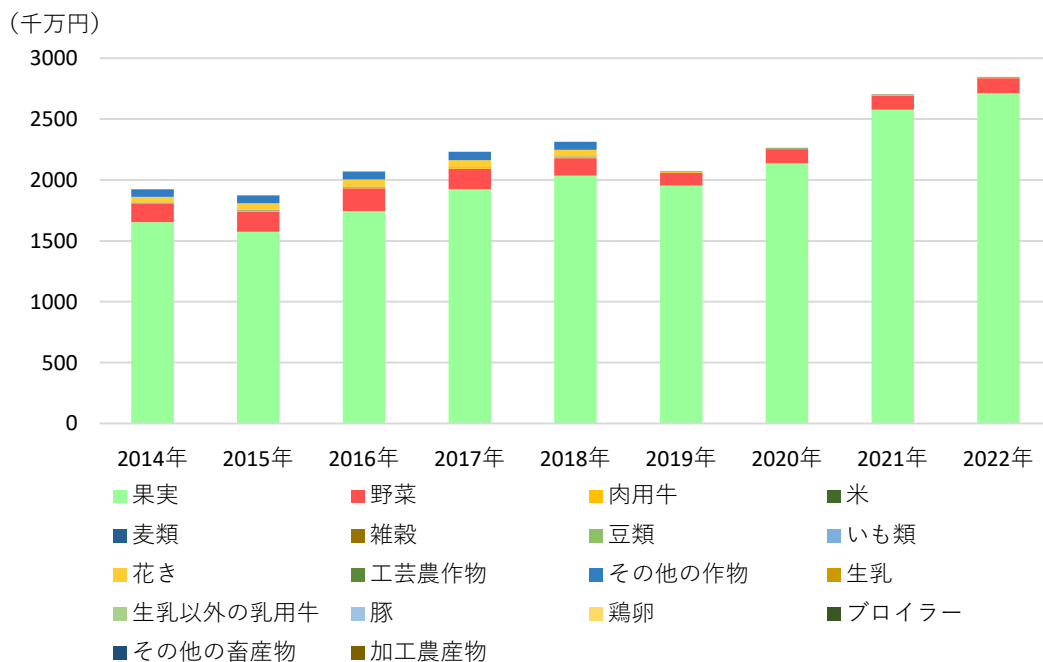


図 産業大分類別に見た付加価値額（企業単位）（2021年）
RESAS-地域経済分析システム（総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」再編加工）

(1) 農林業

肥沃な土壌と高い晴天率、日較差が大きい盆地特有の内陸性気候を活かした果樹栽培が盛んである。特に、ぶどう、ももは、栽培面積、収穫量、出荷量いずれも日本一を誇り、全国屈指の果樹産地である。また、こうした農産物を利用した観光農園やワイナリー等の地場産業も盛んである。

『令和5年度版山梨県林業統計書』によると、本市の森林面積は118.16 km²で、市域面積の58.5%を占めている。林業総収入・林業経営体数の推移をみると、林業総収入は平成27（2015）年以降、横ばいとなっており、林業経営体数は減少傾向にある。また、林業総収入の内訳は100%に近い割合で林作業請負収入が占めている。



図_ 農業産出額の推移
RESAS- 地域経済分析システム（総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」再編加工）

表_ 令和4年果実産出額（推計）

		計	みかん	りんご	ぶどう	日本なし	西洋なし	もも	おうとう	かき	くり	うめ	すもも	キウイフルーツ
産出額 (千万円)		2,713	0	1	1,472	8	0	1,137	1	25	0	12	55	2
順位	県内	1	1	5	1	2	4	1	5	2	8	2	3	6
	全国	2	515	219	1	179	125	1	111	27	398	22	4	83

※「産出額」の「0」は1千万円に満たないものを指す

農林水産省大臣官房統計部（2023）「令和4年市町村別農業産出額（推計）」

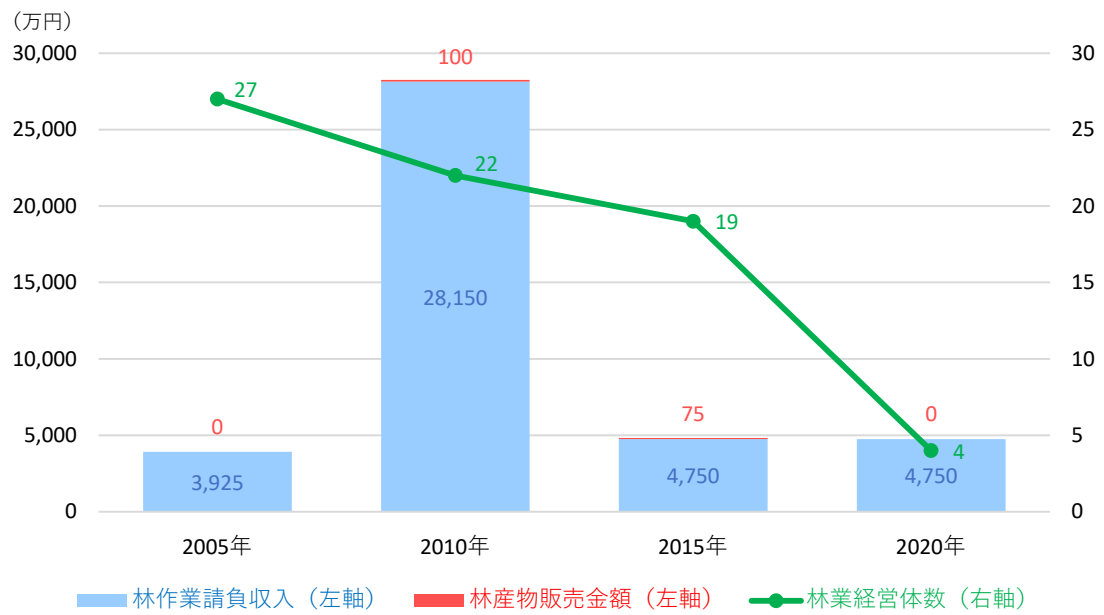


図 林業総収入・林業経営体数の推移
RESAS- 地域経済分析システム (総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」再編加工)

(2) 製造業

令和2（2020）年の市内の出荷額では、「食料品製造業」「プラスチック製品製造業」「金属製品製造業」の順となっている。事業所数では「金属製品製造業」が最も多く、その他「飲料・たばこ・飼料製造業」「食料品製造業」「プラスチック製品製造業」となっている。

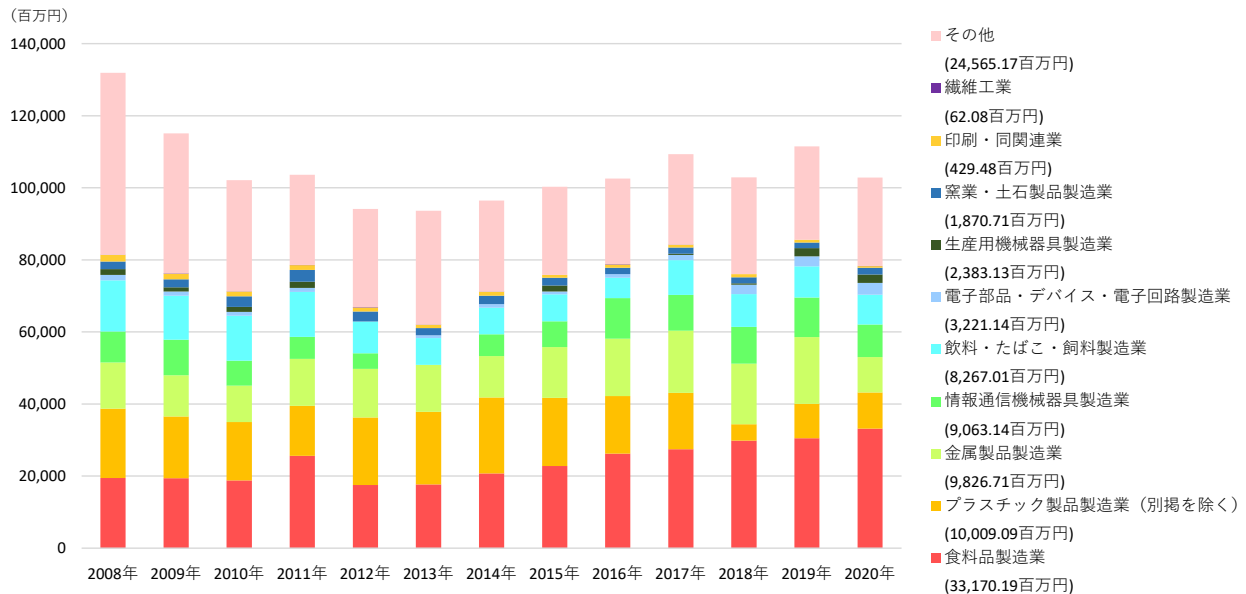


図 産業別製造品出荷額等の推移
RESAS- 地域経済分析システム（総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」再編加工）

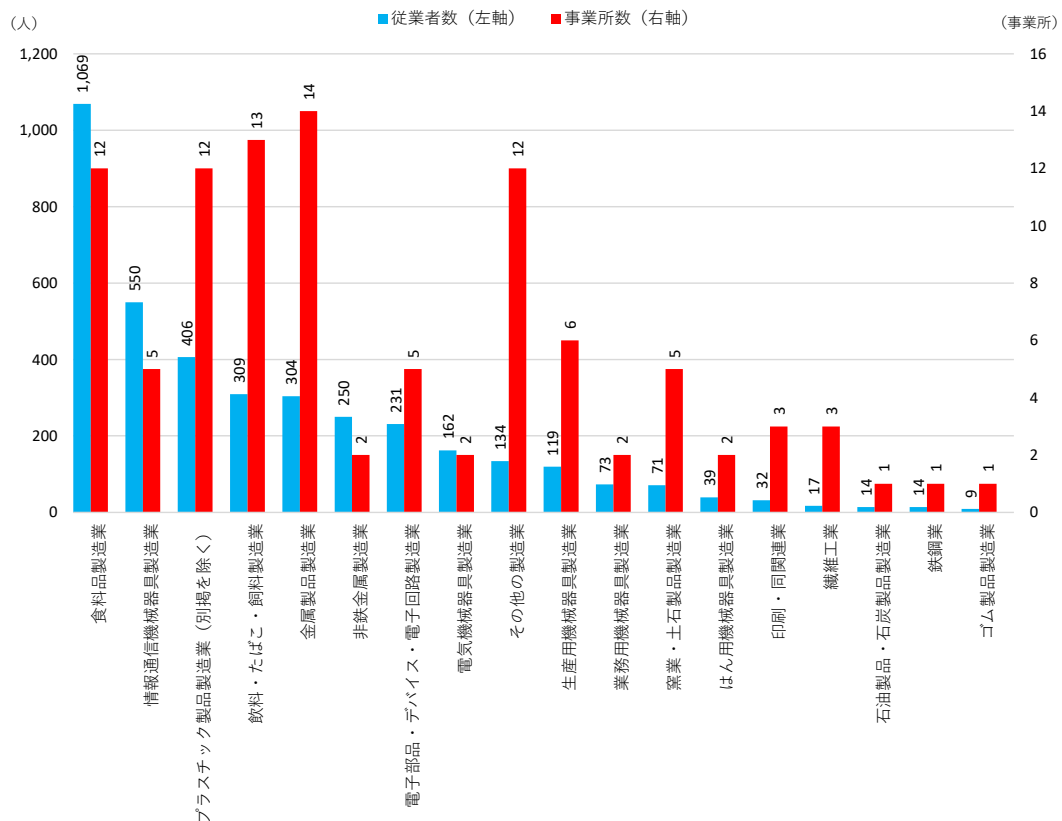


図 産業中分類別従業者数・事業者数（2020年）
RESAS- 地域経済分析システム（総務省・経済産業省「経済センサス - 活動調査」再編加工）

(3) 観光

笛吹市観光入込客数の推移をみると、平成 22（2010）年から令和元（2019）年までは、年間 300 万人前後で推移していた。コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和 2（2020）年は 148.6 万人と半分以下の入込客数となったものの、令和 3 年以降は回復傾向にある。

全国屈指の温泉郷である石和温泉郷・春日居温泉郷の宿泊客数は、平成 29（2017）年から令和元（2019）年までは、年間 150 万人前後で推移するなど、山梨県の観光拠点として多くの観光客を迎え入れている。また、令和 3（2021）年の施設別観光入込客数をみると、豊かな自然環境や果樹関連の施設も観光資源として機能していることがわかる。

また、春の「桃の花まつり」、「桃の里マラソン大会」、「すずらんの里祭り」、夏の「笈形焼き」、「大文字焼き」、「笛吹川石和鵜飼」、「石和温泉花火大会」、秋の「川中島戦国合戦絵巻」など季節を彩る祭り・イベントが毎年開催され多くの人々が訪れている。

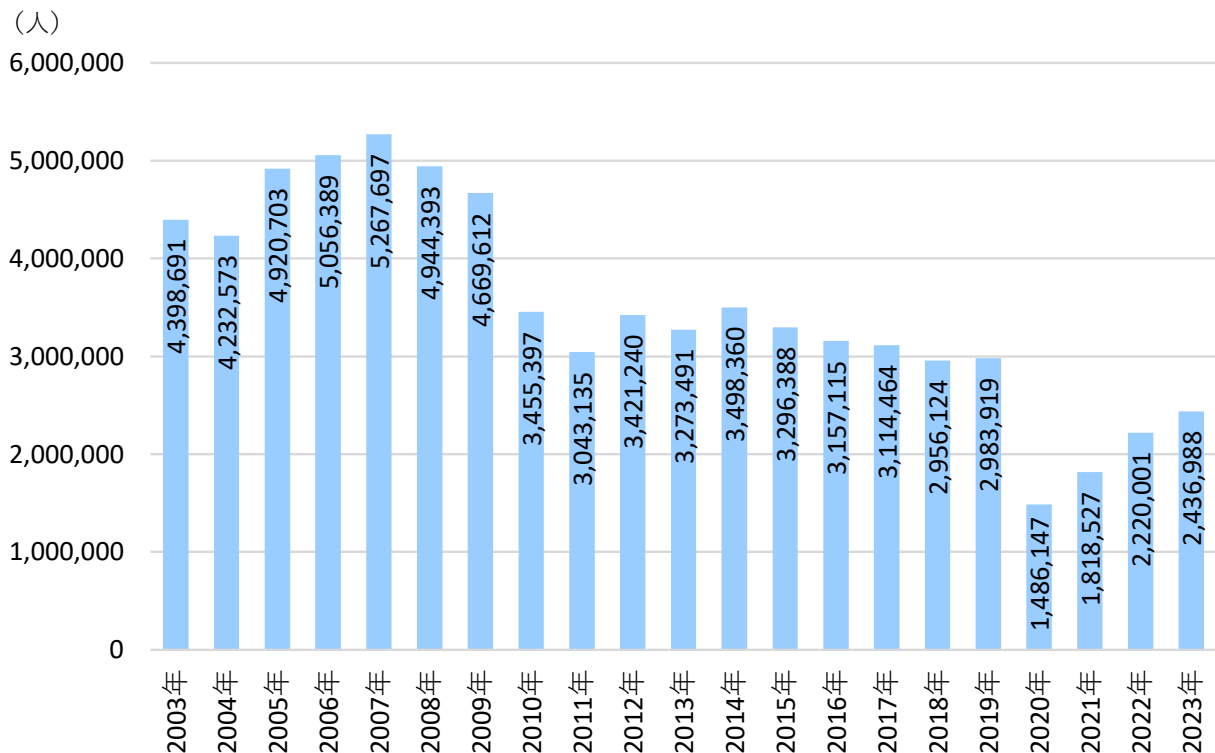


図 観光入込客数（延べ人数）
山梨県「山梨県観光入込客統計調査結果」を基に笛吹市教育委員会作成

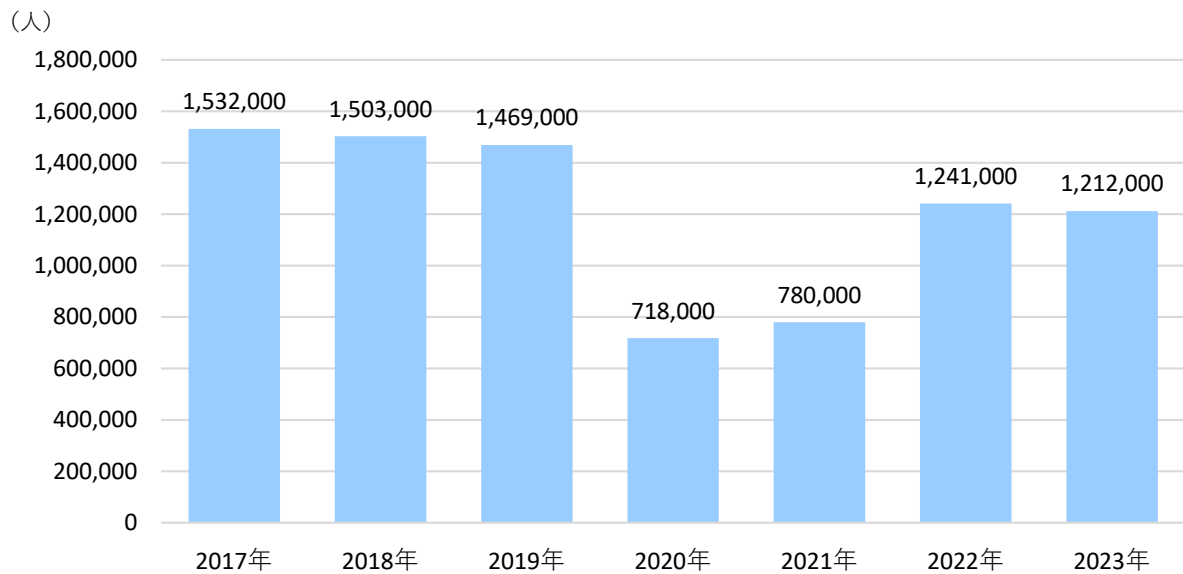


図 石和温泉郷・春日居温泉郷宿泊客数（全体）

笛吹市観光商工課

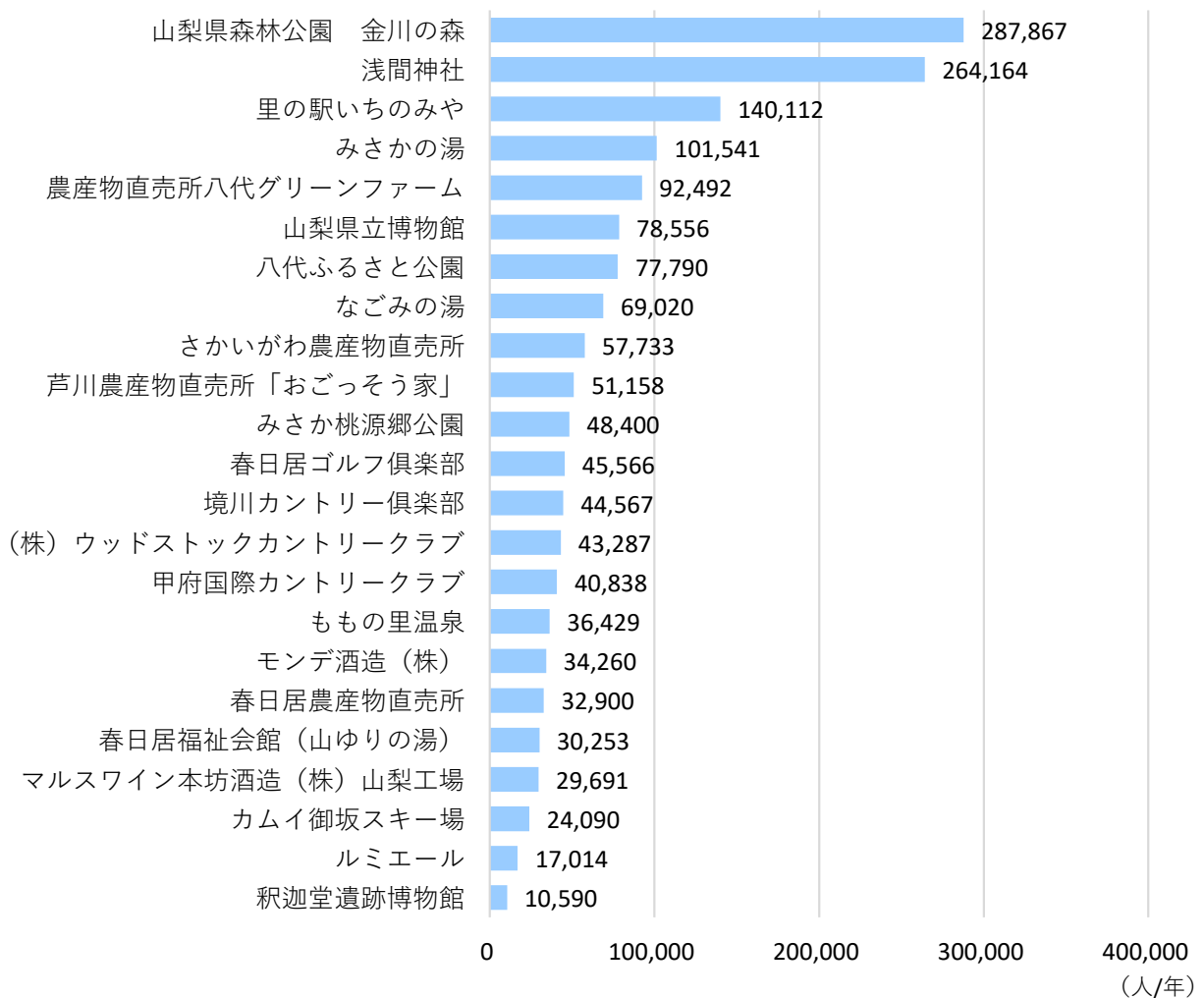


図 施設別観光入込客数（令和 3 年）

笛吹市地域公共交通計画（令和5年3月）

第3章 史跡等の概要及び現状と課題

第1節 指定の状況

1 指定告示

名 称：甲斐国分寺跡^{※1}

種 別：史跡

指定年月日：大正 11（1922）年 10 月 12 日（内務省告示第 270 号）

指定面積：46,288.50 m²

所 在 地：山梨県笛吹市一宮町国分 425-1 外 86 筆

管理団体：笛吹市（大正 12 年 2 月 13 日指定）

※1 指定時表記

2 指定説明文

甲斐国分寺跡の指定説明文は次のとおりである。

「現国分寺寺域内ニ金堂跡及塔跡ト認ムヘキ地點アリ 前者ニハ礎石二十七個後者ニハ中央ニ柄孔ヲ存スル心礎以下十四個ヲ舊位地ニ存シ又南大門跡ト認ムヘキ地點ニ礎石五個ヲ存シ舊規ノ見ルヘキモノアリ」

※ 文化庁HP「国指定文化財等データベース」より転載（「前者」および「柄穴」については、文化庁指定台帳により確認）

第2節 史跡の概要

奈良時代中頃の天平 13（741）年、聖武天皇の「国分寺建立の詔」によって、甲斐国に建立された国分寺を示す遺跡である。笛吹川に向かって流れる金川右岸扇状地の扇央部に立地し、都と甲斐国中心部を結ぶ官道・東海道甲斐路の北側に国分寺・国分尼寺が配置された。

礎石の残る塔跡、金堂跡をはじめとして、古代寺院に関連する遺構が、発掘調査によって明らかになっており、東西約 220 m、南北約 240 mの範囲が国の史跡に指定されている。

1 史跡の本質的価値

■ 甲斐国をはじめとするわが国の古代史を理解する上で欠かせない遺跡である

天平 13(741) 年、聖武天皇により発せられた「国分寺建立の詔」には、諸国に国分寺・国分尼寺を建立することのほか、国分寺には七重塔を建設することや、国分寺は「国の華」であること、選地にあたっては良い場所を必ず選ぶことなどが記されている。

そのため国分寺造営は、諸国に課せられた国家の一大事業であり、その背景に各国が経済力や技術力を備えていることが前提となった。

特に甲斐国分寺跡は、諸国の国分寺と比較しても金堂・講堂の規模が大きく、当地に当該規模の国分寺を造営することができる国力が育っていたこと、石材加工や石積技術をはじめ、瓦範の制作に

高度な技術を持つ工人が存在していたことを示している。

また、史跡の南側には、甲斐国と都を結ぶ官道、東海道「甲斐路」が存在し、人々が行き交う重要な位置に建立されたと考えられ、歴史的景観の中心に位置する重要な史跡である。

近年、発掘調査により、甲斐国分寺の伽藍を構成する塔・金堂・講堂・金堂前広場・回廊の位置や規模、構造などが明らかになってきている。

伽藍の中でも、天皇を象徴して建てられた七重塔の存在は遠方からの視認性が高く、古代甲斐国に暮らす人々のみならず、御坂路を通して甲斐国に入る人々にとっても非常にシンボリックな存在であることから、塔を重視する詔の意を体していると言える。

さらに、出土した墨書土器の中には、甲斐国分寺跡の名称や施設名に関する内容、官職・人名に関するもの、古代の郷を示したと考えられるものも発見されている。このように、遺物から律令国家のもと甲斐の国・郡・郷が協力して国分寺を造営したことが示される。

以上のことから、甲斐国のみならず、日本全体の古代史を理解する上で欠かせない遺跡であると言える。



写真_墨書土器「金※¹」



写真_墨書土器「大衆※²」

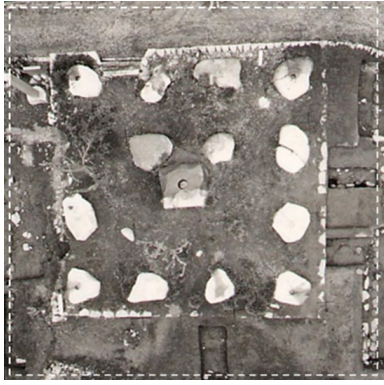
※1 国分寺の正式名称である「金光明最勝王護国之神」を意味する

※2 国分寺に関連する施設である「大衆院」を意味する

■ 国分寺の寺院地の広がりを感じ、全域で遺構の保存状態が良好である

甲斐国分寺跡では、家屋などの構築物が少なく、地上に残存する遺構が良好に保存されており、塔跡の礎石 14 個、講堂跡の礎石 32 個に加え、塔の石製露盤が現存している。さらに、これまでの発掘調査により、甲斐国分寺跡の金堂跡・講堂跡の周囲に敷設された自然石の石敷や、南回廊跡など、ほぼ全域で地下遺構が良好に保存されていることが確認されている。

また、史跡公有地化事業に伴い、史跡地内にあった護國山國分寺や墓地、住宅等が移転に協力したことで、遮るものがなく、寺域の広がりをより体感できるようになった。



写真_塔跡空中写真



写真_講堂跡空中写真

■ 豊富な石材によって装飾された「石の国分寺」という特徴

甲斐国分寺跡では、国分寺としては全国的にみても稀有な石製露盤が史跡内に現存している。発掘調査により、金堂跡・講堂跡の南面に自然石の石敷が敷設されたことや、金堂の基壇化粧が自然石の石組みであることも明らかにされており、豊富な石材によって装飾されたことが特徴的である。

史跡では専ら花崗閃緑岩が多用されている。花崗閃緑岩からなる御坂山系を源流とする金川が石材を史跡の近くまでもたらしていたことに加え、同種の石材を選んで使用するという明確な意図が読み取れる。金川がもたらす豊富な石材を活用して「国の華」である国分寺へ装飾を施したという点に、古代甲斐国における資源活用的一端を見出すことができる。

使用されている石材量の多さとともに、国分寺造営以前から受け継がれてきたであろう、石組技術や塔の石製露盤への穿孔や面取りなどに見られる加工技術も、史跡を「石の国分寺」たらしめる所以となっている。



写真_石製露盤



写真_金堂南西石敷

2 新たな価値評価の視点の明示

■ 現代まで寺院地として利用されていた歴史的文脈を持つ史跡である

史跡甲斐国分寺跡指定地内には、平成 19（2007）年 3 月まで、古代国分寺の法灯を継ぐ、護國山國分寺が存在していた。当寺は、永禄年間（1558～1570）に武田信玄が浄財 22 貫 500 文を寄進し、快岳周悦を住職として再興を図ったとされる。後に勝頼もそれを根拠に天正 4（1576）年に寺領を安堵したことが護國山國分寺所蔵文書に記されている。

護國山國分寺の薬師堂は、甲斐国分寺跡金堂跡の直上に位置し、中心的建造物として重要視されていたとみられる。

また、文化 11（1814）年に記された『甲斐国志』の中では、「…寺後に殿堂の石礎あり、庫裏の前なる礎は七層塔の舊なり・・・」とあり、古くから国分寺の遺跡として認識されていたことが分かる。史跡保護のため護國山國分寺の住職並びに檀家の協力を得て、史跡の南西側へ移転したが、武田信玄による再興以降、甲斐国分寺と同じ地でその法灯を守ってきたことには大きな意義があったといえる。

■ 歴史的景観と現代の景観が調和する独特な空間を創出している史跡である

甲斐国分寺跡からは、北面に甲府盆地を、その背後には山岳信仰として知られる金峰山をはじめとする秩父山地、南面には御坂峠を擁する御坂山地、西面には北岳・間ノ岳などの赤石山脈（南アルプス）といった古代から変わらない歴史的景観を鑑賞することができる。まさに「国分寺建立の詔」で述べられている「好处」を今日でも体感できる。

史跡周辺の土地は、世界農業遺産に認定された独特な農地景観の内側に立地している。公有地化により、周囲の「日本一桃源郷」を眺望できるオープンスペースとなったことから、史跡と桃の花の景観、周囲の山々の眺望が調和した美しい空間を楽しむことができる。

第3節 史跡の公開活用のための諸条件の把握

これまでに策定された整備基本構想及び整備基本計画では、整備に対する理念が示され、保存活用計画においては、史跡の保存と活用に関する基本的な考え方や目指すべき将来像が示された。

これらを踏まえ、保存活用計画の大綱を実現するために、これまでの整備理念を基本として、「活用」に関わる内容を充実させる必要がある。

史跡の公開活用のための諸条件については以下のとおりである。

1 都市計画上の前提条件

史跡周辺のおもな土地利用状況は、宅地、畑地である。また、史跡指定地内の公有化率は81.68%（令和7年度末時点）となっている。なお、都市計画上では、史跡を含め、用途指定のない白地地域となっている。

道路としては、1級市道1路線と2級市道1路線が史跡内を貫通しているほか、史跡内及び史跡境界付近を農道が5路線敷設されている。バス路線としては、史跡周辺に市内循環バスが運行されている。

また、史跡西には中央自動車道一宮御坂インターチェンジが設置されているほか、国道20号が史跡北を東西に通過し、JR中央本線駅の石和温泉駅、春日居町駅、山梨市駅なども史跡から直線距離で概ね5kmまでの間に所在しており、史跡へのアクセスを良好なものにしている。

史跡内及び周辺を水路が流下しており、農業用水に利用されているが、史跡内の水路については空石積みや土水路の区間もあり、遺構への影響も懸念される。

2 文化・教育・観光の前提条件

史跡は、文化・教育・観光の場としても活用されている。主なものとして、発掘調査に合わせた現地説明会や史跡めぐりが行われている。直近3か年の実績は次表のとおりである。

単位：回（人）

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
発掘調査現地説明会	1（65）	1（43）	1（32）
史跡めぐり	2（40）	1（20）	5（110）

また、市内の史跡・文化財・観光施設・観光農園・ワイナリー等のガイドについてはボランティアガイド笛吹が活動を行っている。

史跡周辺には、山梨県立博物館、釈迦堂遺跡博物館、笛吹市春日居郷土館といった博物館施設のほか、松原遺跡、国府遺跡、寺本廃寺跡、経塚古墳、四ツ塚古墳群、国分古墳群、楽音寺古墳群などの遺跡等、護國山國分寺、慈眼寺、浅間神社、美和神社などの寺社や金川の森などの公園が所在している。こうした歴史文化・観光資源は史跡の公開活用を考える上で重要な要素である。

3 市民の意向

令和4（2022）年～令和5（2023）年にかけて、史跡来訪者へのアンケートを実施した。「あなたは甲斐国分寺跡・国分尼寺跡がどのような場所になったら良いか」という設問では、「歴史を学ぶ場（70.6%）」、「市・町のシンボル（38.5%）」、「地下にある遺構を見ることができる（37.6%）」、「市民の憩いの場となる公園（28.4%）」との回答が得られ、歴史に対する理解を望む声や、憩いの場としての史跡整備を望む声が挙がった。

この他、史跡に関するアンケートでは、市民の意向として、どのような場所を望んでいるかについて「歴史を学ぶ場（148）」との回答（括弧内は意見数。以下同）が圧倒的に多く、次いで「市・町のシンボル（72）」「地下にある遺構を見ることができる（65）」「市民の憩いの場となる公園（58）」といった回答が多かった。

史跡に必要な施設としては、「解説板などの案内表示（92）」「資料館（89）」「トイレ（80）」が多かったほか「復元建物（51）」「復元表示（48）」「休憩施設（四阿・ベンチ等）（43）」といった回答も一定数あった。

また、現在参加している活動・今後参加しても良い活動として「講演会（90）」「イベントへの参加（80）」「市外・県外文化財めぐり（69）」が多く挙げられているが、「見学者への解説（23）」「草刈り・清掃（19）」「PR 活動（18）」といったより積極的にかかわる活動も一定数挙げられている。

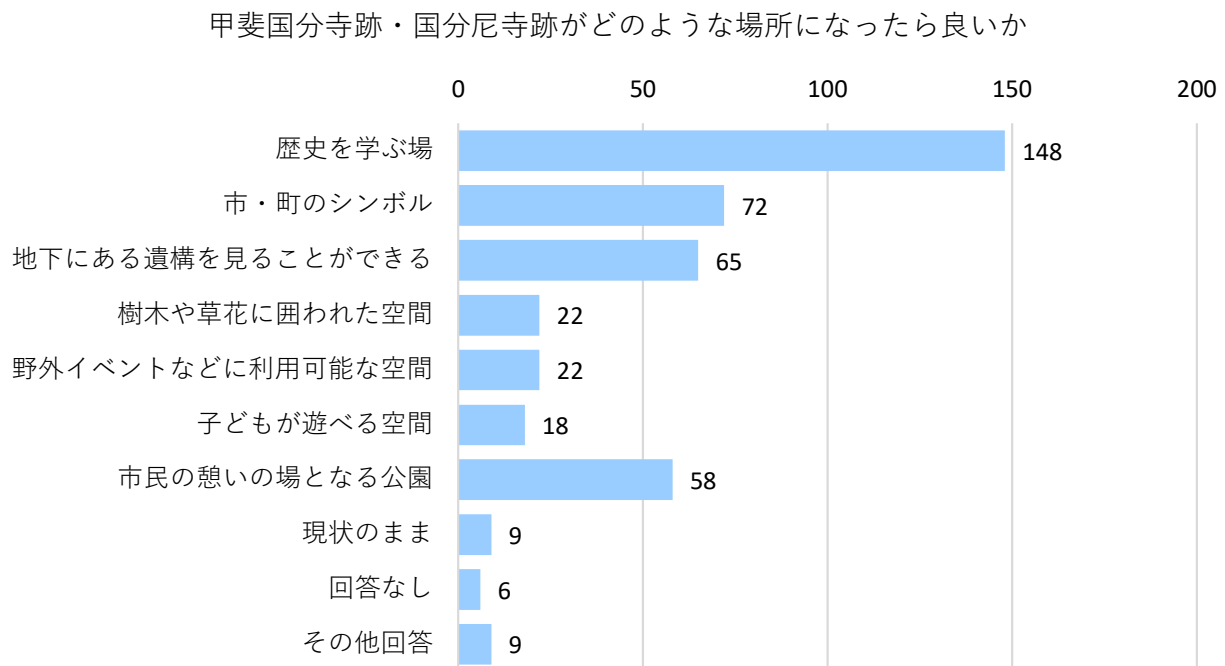


図 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡がどのような場所になったら良いか

甲斐国分寺跡・国分尼寺跡に必要なだと思う施設

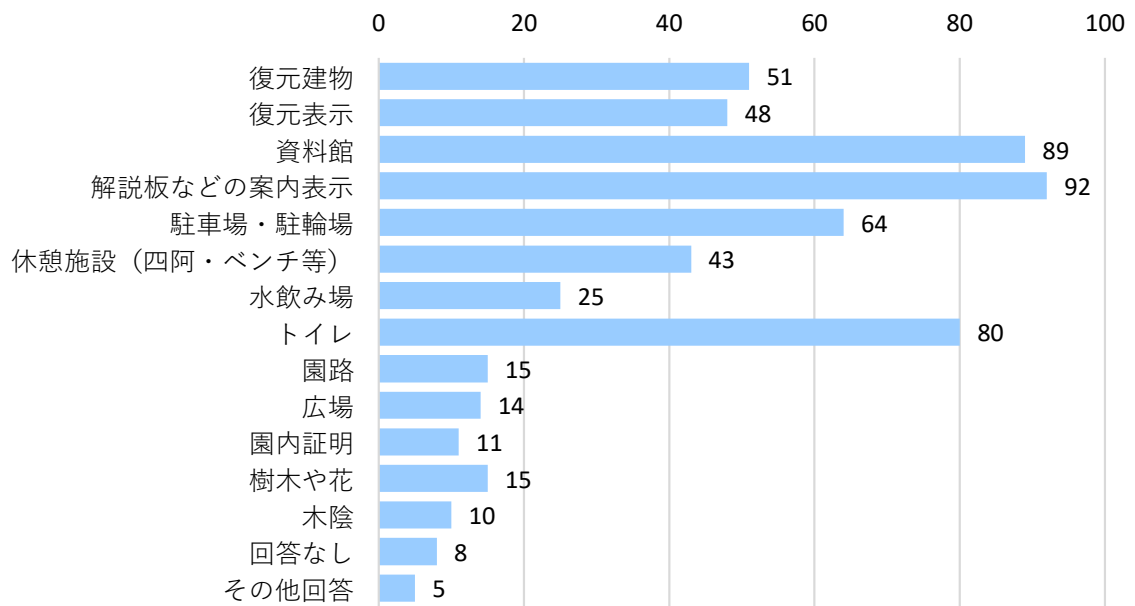


図 甲斐国分寺跡・国分尼寺跡に必要なだと思う施設

現在参加している、もしくは今後参加しても良い活動

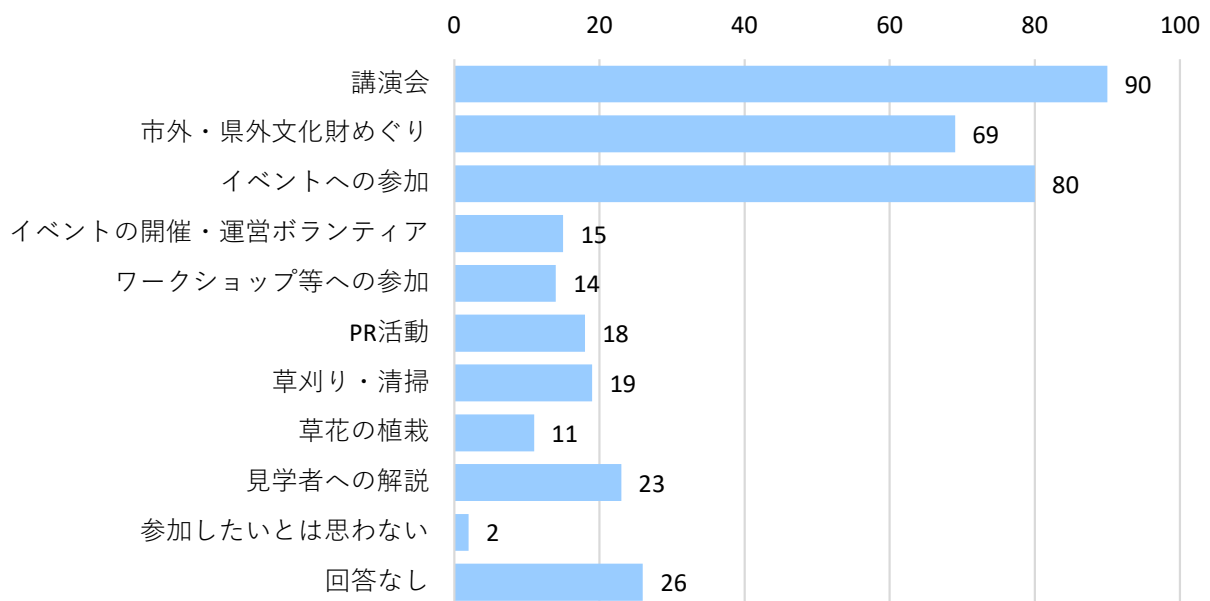


図 現在参加している、もしくは今後参加しても良い活動

第4節 現状と課題

整備基本計画では、史跡甲斐国分寺跡を将来に渡って保存し、活用していくため、克服すべき課題を明らかにする必要がある。

本節では、現状と課題を整理するとともに、課題に対応した整備計画を設定する。なお、整備計画については、「第5章 整備基本計画」において詳細に記載するため、各項目の後ろに第5章において対応している節を記載する。

表_現状と課題

大綱	項目	現状	課題	整備計画
守る	遺構保存（第2節）			
		史跡の本質的価値を構成する要素には、地下遺構と地上に表出している遺構（礎石等）がある。	史跡の本質的価値を構成する要素を確実に保存していく必要がある。	日常的な維持管理を行うほか、史跡の本質的価値を保存するための整備を行う。
		史跡指定地内において、地下遺構等の保存状態が把握されていない箇所がある。	保存のための調査により、保存状態を把握していく必要がある。	内容確認調査を行うとともに、把握された保存状態によって保護層が保たれない場所については、盛土による保護を行う。
		遺構をき損する恐れがある樹木や危険木、眺望景観を確保する上で支障となる樹木がある。	史跡の本質的価値を構成する要素を保存するため、対応を検討する必要がある。	遺構をき損する恐れがある樹木や眺望を確保する上で支障となる樹木は必要に応じて剪定・伐採を行う。
		史跡指定地内を流れる生活用水路がある。	水路の溢水等により、史跡の保存・管理に影響がある場合は、対策を検討する必要がある。	土砂の流出により、地下遺構へ影響がある場所については、既存水路の改修や、切り回し、暗渠化等を行う。
	遺構の修復（第3節）			
		礎石や露盤といった地上に表出している遺構・遺物がある。	地表に表出している遺構を適切に保存する必要がある。	定期的なモニタリングを行う。劣化が確認された場合、保存科学的手法による保存を検討する。
		地下遺構を確実に保存するための整備がされていない。	内容確認調査によって得られた情報をもとに、地下遺構を適切に保存するよう整備する必要がある。	基本的にはそのままもしくは盛土により保存するが、日常の維持管理や内容確認調査等で異常が確認された場合は要因把握に努め最適な措置を行う。
活かす	動線（第4節）			
		史跡の価値が広域的に活用されていない。 動線が設定されていないため、史跡内の見学ルートが分かりにくい。 護國山國分寺や尼寺跡を繋ぐルートがない。	史跡の持つ価値を活かし、歴史文化資源や、博物館施設等と連携する必要がある。 史跡内での動線を設定する必要がある。 史跡周辺を合わせて散策するための動線の設定が必要である。	史跡の価値を伝えるため、史跡内外の見学動線を設定する。 対象や目的等に応じた史跡内の見学動線を設定する。 史跡周辺を散策するための動線を設定する。

大綱	項目	現状	課題	整備計画
		自家用車で来訪することが多い。	自家用車で来訪を想定した動線を設定する必要がある。	広域的な資源を含めた周遊ルートの検討を行う。
	地形造成（第5節）			
		既存の石垣等により往時の空間が分かりにくい。	往時の空間の表現方法について検討する必要がある。	伽藍として一体的な整備を行い、往時の寺院空間を表現する。
		往時の地形が現在の地形と異なるため、往時の姿が分かりにくい	発掘調査成果をもとに往時の地形を分かるよう整備する必要がある。	発掘調査成果に基づき、往時の地形復元を行う。ただし、大幅な造成が必要な場合、表現方法を検討する。
	遺構表現（第6節）			
		第一期暫定整備工事で、金堂跡や回廊跡等の簡易的な遺構表示を行った。	暫定整備を行った範囲について本整備を行い、史跡の価値を伝える必要がある。	暫定整備の遺構表示等を活かしながら、本整備を行う。
		現地では顕在化されていない遺構があり、史跡の価値を伝えできていない。	地下遺構の表現により史跡の価値を伝えていく必要がある。特に、国分寺を体現する遺構を表現する必要がある。	発掘調査成果に基づき、中心伽藍をはじめとした地下遺構の復元表示やデジタル技術等により、史跡の本質的価値を顕在化する。
		整備の基準とする年代が定まっていない。	史跡の価値を伝える上で、基準とする年代を定める必要がある。	各堂宇が建てられた年代を精査し、甲斐国分寺造営期のうち、最盛期の年代を基準とする。
		暫定整備を行った場所の老朽化が進んでいる。	本整備に向け老朽化した場所の確認を行い、対応を検討する必要がある。	暫定整備を行った場所について本整備を行う。
	修景及び植栽（第7節）			
		護國山國分寺旧地に所在した庭園や植栽が残されている。	護國山國分寺の植栽について取扱いの検討を行う必要がある。	現在の植生状況を勘案しながら取扱いを検討する。
		史跡の眺望景観を確保する上で支障となる樹木があるほか、公有地において雑草等の繁茂により、景観の維持管理が困難である。	史跡の本質的価値に関連する要素として景観を維持していく必要がある。	史跡の景観を維持管理しやすいよう高木の伐採や剪定を行うほか、定期的な除草と合わせて除草対策を講じる。
		除草等の維持管理にコストがかかる。	維持管理に係るコストを抑える必要がある。	地被植物等の植栽により雑草の繁茂を抑えるほか、新たな管理方法の検討を行い維持管理しやすいようにする。
		指定地内では、老木や枯損木をはじめとして樹木が多数ある。	樹木については、緑陰としての機能もあるため、慎重に対応する必要がある。	史跡内の樹木は、老木や枯損木といった来訪者の安全上支障となるものは伐採等を行い、緑陰として活用する。
		雑草が多く、伸びが早い。	雑草の繁茂を抑え、史跡景観を良好に保つ必要がある。	良好な景観を保つため張芝等による修景整備を行う。

大綱	項目	現状	課題	整備計画
		史跡のランドマークとなっている植栽がある一方で、史跡景観の修景に支障をきたすことも懸念される。	史跡景観の修景や史跡全体の景観としてみたときの役割などを考慮し、植栽管理の方向性を定める必要がある。	史跡全体の整備の方向性を考慮した上で、植栽管理について決定する。
	案内・解説施設（第 8 節）			
		史跡について解説する解説板の数が足りず、理解しにくい状況にある。	分かりやすい解説板を適正な位置に配置する必要がある。	既存の案内板を活かしつつ、解説板を新設する。また、毀損や劣化についても対応を検討する必要がある。
		周遊動線が設定されずに暫定的にサインが設置されている。	周遊動線に基づきサインを設置していく必要がある。	周遊動線等を考慮し、史跡へ案内するためのサインを設置する。
		史跡解説板（国分寺跡 7 基）が設置されている。	解説板の内容が古いものや板面が劣化しているものがあるため、更新する必要がある。	既存の解説板のうち、内容の古いものや板面が劣化しているものは、必要性を判断した上で更新または撤去を行う。
		各種サインのデザインや表記が統一されていない。	統一的なデザインのサインを適切な位置に配置する必要がある。	統一的なデザインの看板を計画的に配置する。
		多様な来訪者への対応がされていない。	インバウンドを考慮し多言語化する必要がある。	新設や更新の際に多言語化を行う。
	管理施設及び便益施設（第 9 節）			
		史跡来訪者に対する便益施設がない。	日陰や四阿、各種便益設備の設置の検討が必要。	史跡の保存を前提として、来訪者の利便性の向上を目的とした便益設備の設置を行う。
		近くに公衆用トイレがない。	来訪者が使えるトイレの設置が必要。	来訪者の動線を考え、トイレを設置する。
		日陰が少なく、夏季の来訪者が望めない。	夏季にも史跡へ来訪してもらうため、日陰ができるようにする必要がある。	日陰を確保するため、四阿、ベンチ等の施設の配置について検討する。
		来訪者の駐車スペースが整備されていない。	駐車場の設置について検討を行う必要がある。	来訪者の不便とならないよう、駐車場の設置について検討する。
		私有地との境界が可視化されていない箇所がある。	日常の維持管理がしやすいよう、史跡内外をどのように示す必要がある。	柵や境界標、植栽等により、史跡の内外を表示する。
		史跡に隣接する私有地との境に壁や柵がなく、農地や宅地に侵入できることから、隣接する私有地とのトラブルが懸念される。	隣接する私有地とのトラブルを未然に防ぐための工作物などの管理施設の設置について検討する必要がある。	来訪者の侵入や不法投棄といった隣地とのトラブルを避けるため、柵等を設置する。
		土砂の流出や水路の溢水など、史跡の保存や指定地の管理に関して、緊急的にサインが必要となる場合がある。	緊急的にサインが必要となる場合は、早急に対応する必要がある。	史跡を適切に管理するためのサインを設置する。

大綱	項目	現状	課題	整備計画
		日常の維持管理機材を保管するコンテナ・プレハブを設置している。 管理人が常駐できる施設がない。 セキュリティ対策がないため、史跡のき損が心配される。 中心伽藍に電柱及び照明が設置されている。 史跡内に石柱の標識が2基設置されている。	史跡の適切な保存に向けた、施設等のあり方や施設整備について検討する必要がある。現在使用しているプレハブ・コンテナの老朽化や破損等に応じて対応を検討する必要がある。 施設の利用申請や利用料金等を徴収するのであれば、利用条件や料金の設定が必要。また、管理人が常駐できる管理棟も必要。 史跡がき損しないよう、安全対策が必要。 史跡整備及び管理の観点から、必要性について検討する必要がある。 効果的な配置場所について検討する必要がある。	史跡地の日常管理を行うための機材を格納するための設備を整備する。管理棟への機能統合を検討する。 史跡指定地の利用方法等を検討した上で、必要な施設の設置を行う。 監視カメラなどによるセキュリティ対策を検討する。 電柱・照明及び電源の撤去・設置について検討を行う。 来訪者の視認しやすい場所への移設を検討する。
公開・活用及びそのための施設（第10節）				
		瓦や土師器といった出土遺物がある。 史跡の公開活用を行う上で、拠点となる場所がない。 指定地内に私有地が隣接している。	適切に保存するとともに、本質的価値を構成要素として活用する必要がある。 公開活用を行う拠点を検討する必要がある。史跡を俯瞰し、往時の寺院空間を体感できる施設や視点場を整備する必要がある。 園路等を設置する場合、隣接する私有地の進入路を考慮する必要がある。	既存施設と連携し、出土品を公開・活用するほか、イベントでの展示等により、活用を図る。 公開活用の拠点となるガイダンス施設等の設置を検討していく。公開活用の拠点となるガイダンス施設等の設置検討時に、史跡を俯瞰できる視点場についても検討を行う。 園路等の整備では、私有地への進入路を確保する。
周辺地域の環境保全（第11節）				
		史跡から望む良好な景観は、市民や観光客等から親しまれている。 眺望景観を維持するための規制がない。 眺望景観の維持及び土地利用に関する規制がない。	史跡の価値を高めるため、多目的な活用方法を検討し、史跡の利用者を増やす取り組みが必要。 関係部局と連携し、対策について検討する必要がある。 眺望景観の維持や土地利用について検討する必要がある。	史跡に関連する価値である史跡景観を活用した取り組みを推進する。 良好な景観を保つため、関係部局と連携し、景観に関する規制を設ける。 関係課と連携し、眺望景観を維持し、適切な土地利用を図る。
		危険樹木、工作物、水路等見学者にとって危険なものが多い。	史跡内に残る工作物や危険樹木の撤去が必要。	良好な見学環境を保つため、危険防除対策を行う。

大綱	項目	現状	課題	整備計画
	地域全体における関連文化財等との有機的な整備活用（第12節）			
		周辺文化財や地域資源との連携が十分でない。	史跡と周辺の観光資源といった地域資源と連携した活用方法の検討が必要。	史跡周辺に所在する歴史資源や地域資源を周遊するルートを設定し、積極的な連携を図る。
		史跡の価値が広域的に活用されていない。	史跡の持つ価値を活かし、歴史文化資源や、博物館施設等と連携する必要がある。	市内外の歴史文化資源や博物館施設等と連携するためのサインの設置やパンフレットの配架を行う。
		接続する国道に誘導サインが設置されている。	史跡への誘導や周遊のため、サインが必要。	史跡へ誘導するためのサインを計画的に設置していく。
	整備事業に必要となる調査等（第13節）			
		発掘調査をはじめとする調査研究により、史跡の本質的価値が明らかになってきている。 遺構表現に必要な発掘調査成果が不足している。	調査研究を継続的に実施していく必要がある。 遺構表現に必要な内容確認調査等を行う必要がある。	遺構の内容や規模を把握するための発掘調査等を行う。 遺構表現のために必要な内容確認調査を計画的に行い、整備計画へ反映させる。
		地盤調査や流量調査等については行われていない。	整備に必要な調査を行う必要がある。	整備に伴い必要となる調査を行う。
繋ぐ	公開・活用（第14節）			
		調査研究成果を公開・活用することで、本質的価値を伝えている。	継続的な公開・活用が必要。	継続的な調査研究によって明らかになった価値を公開・活用する。
		歴史講座の開催等により、史跡の本質的価値を伝える機会を設けている。	継続的に取組み、史跡の本質的価値を伝えていく必要がある。	歴史講座や講演会により、史跡の価値を伝えていく。
		学校教育と連携した教育普及事業が少ない。	小・中学校と連携し、史跡について学ぶ場を設ける必要がある。	史跡や文化財について分かりやすく伝えるパンフレット、コンテンツを作成し、学習機会を創出する。
		パンフレット・ガイドブックの作成、配布を行っている。	調査研究成果を活用したパンフレット・ガイドブック等を更新する必要がある。	パンフレット、ガイドブックを随時更新し、配布する。
		パンフレットやガイドブック、案内板は日本語のみである。	様々な来訪者を想定し、受入れ体制を備えておく必要がある。	パンフレット、ガイドブックの多言語化を推進する。
		発掘調査の現地説明会や史跡めぐりを中心に、現地において発信する機会を設けている。	様々な活用手法を用いて史跡の本質的価値を発信する必要がある。	史跡に対する理解を深めるため、発掘調査や、整備工事において積極的に現地を公開する。
		市内外の博物館施設等での展示を行っている。	博物館施設等と連携し、史跡の本質的価値を伝える必要がある。	市内外の博物館施設等での展示内容の見直しや、連携の強化により史跡の価値を伝えていく。

大綱	項目	現状	課題	整備計画
		史跡の価値を伝えるためのイベントが少ない。	史跡の価値を高めるため、イベント等の活用を検討する必要がある。	歴史・文化を身近に体験できるイベント等を市民と協働し開催する。
		他市町村との連携が不十分。	国分寺・国分尼寺が所在する市町村をはじめとして、他市町村と連携した活用方法の検討が必要。	国分寺・国分尼寺が所在する市町村との共同 PR や連携を行う。
		甲斐国分寺跡周辺の史跡ウォーキング事業を行っている。 市民協働による植栽といった整備事業をこれまでに実施している。 民間団体によるボランティアガイド養成講座を実施している。	事業の継続が必要。 市民協働で整備事業を進める必要がある。 活用事業に当たり、連携する必要がある。	民間団体等と連携した事業を展開する。 史跡整備や美化を市民協働で行う。 民間団体と連携した活用事業を行うとともに、自主的な学びに対する支援を行う。
		史跡について伝えるための動画や映像等がない。	動画や映像等により、史跡の価値を分かりやすく伝えるコンテンツが必要である。	幅広い年齢層に史跡について理解してもらうため、PR 動画の作成等を行う。
		地域住民に史跡の価値が十分に伝わっていない。 地域住民の方々と史跡について話す機会があまりない。	史跡をより深く理解してもらうため、地域向けの活用事業の展開が必要。 史跡について区民が知る機会を充実させる必要がある。	地域に向けてワークショップ等を開催し、情報を共有するとともに、自主的な学びを支援する。 公民館での展示、学習会の開催、小中学生対象の体験教室等により、区民が知る機会を作る。
		史跡内及び周辺はバリアフリー対応となっていない。 公共交通機関でのアクセスが悪い。	様々な来訪者を想定し、受入れ体制を備えておく必要がある。 公共交通機関との連携が必要。	外国人や障がいのある人でも不自由なく見学できるよう受け入れ体制を整備する。 市内の公共交通機関や、レンタサイクル等と連携しアクセスしやすい環境を整える。
	管理・運営（第 15 節）			
		史跡の保存・活用・整備に係る事務は笛吹市教育委員会で行っている。 指定地の供用に当たり、ルールが設けられていない。 史跡周辺では、地震や大雨といった災害が発生する可能性がある。	史跡の活用・整備を推進するため、開発部局や観光関連の部署等との連携・協力体制の確立が必要。 ルールを検討する必要がある。 災害発生時の人的被害及び史跡への影響を最小限にする必要がある。	平時は維持管理を円滑に進めるため、関連部署との連携を推進する。 指定地の供用に当たり、明確なルールを設ける 災害発生時の危険箇所を把握しておくとともに、来訪者の安全や史跡の保護を図るための管理を含めた運用方針を検討する。

大綱	項目	現状	課題	整備計画
		史跡の保存・活用・整備に係る外部有識者組織として、保存整備専門委員会の指導を受けている。	保存活用計画に基づき保存管理、活用、整備等に係る事業を展開するが、適切な指導・助言を継続的に得られる体制の構築が必要。	史跡の適切な保存、活用、整備に向け必要な事項について指導・助言を仰ぎながら事業を推進する。
		市内や近隣の博物館施設、他自治体との協力体制が不十分である。	近隣の博物館施設等や他自治体との協力体制を構築していく必要がある。	主として活用の面で協力体制を構築していく。
		市民と協働して史跡整備を行う体制が不十分である。	市民、地元自治会、観光協会等の協力・参加、そして協働の取組みを促進する必要がある。	ワークショップや美化活動等、市民協働により史跡整備を推進する体制を構築する。
		公有地内の雑草が繁茂しており維持管理が困難である。 夏に除草が間に合わないことがある。	史跡景観を良好に保つため、防草対策や維持管理体制を検討することが必要。 雑草の伸びやすい夏においても適切に管理する必要がある。	史跡景観を良好に保つため、指定地内を適切に管理し、地域等と連携した管理方法を検討する。 費用等も考慮しながら、土木業者等への委託といった除草管理の方法を検討する必要がある。
		史跡の内部に道路や水路、電柱等インフラ設備がある。 大雨や水路内の雑草によって水路が溢れることがある。 史跡指定地下流の水路も幅が狭いことから、史跡整備によって影響を与える可能性があり、下流の地区から水路整備を求められることも想定される。	インフラ設備は地域に暮らす人にとって欠かせないものであるが、修繕に伴う現状変更により、史跡の本質的価値に影響を与えないようにしなければならない。 水路内の定期清掃や堰の取り入れ口で水量の調節を行う必要がある。 水路については、下流の地区も含めた整備を検討することが必要。	史跡の本質的価値の保存を前提として、現状変更の適切な運用を推進する。 史跡内道路については、今後残すもの、園路の設定などにより廃止していく方向などに分類し、取り扱いを定める。 金川から堰への取り入れ口の水量の調整について、水利組合、堰管理者等と協議し調整する必要がある。 下流の地域に影響を与えないよう関係部局と連携し、対応策を検討する。
		畑地灌漑施設など使用していない地下埋設物がある。	使用していない地下埋設物などは、確認位置データ等を蓄積するとともに取扱いを検討する必要がある。	畑かんについては、現在も使用されている配管が含まれるため、当面の間は維持管理を行っていく。

第4章 整備基本方針

第1節 基本理念

保存活用計画で示されている大綱を基本として、本計画における整備の基本理念を以下のように定める。

1 『史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡 保存活用計画』 大綱

古代甲斐国の歴史的景観を今に伝える
史跡甲斐国分寺跡・甲斐国分尼寺跡の価値や特色を
市民と共に守り、活かし、未来へ繋ぐ

2 『史跡甲斐国分寺跡整備基本計画』 基本理念

史跡甲斐国分寺跡は、聖武天皇の国分寺建立の詔に基づいて甲斐国に設置された国分寺を示す史跡である。塔跡や講堂跡をはじめとして建物礎石が良好に現存し、調査研究により往時の伽藍配置が明らかになりつつある。さらに、金堂跡や講堂跡の南面には石敷が確認されており、豊富な石材によって装飾された「石の国分寺」という特徴を持つことから、古代甲斐国や我が国の歴史を理解するうえで重要な史跡である。また、史跡の北には尼寺として機能していた史跡甲斐国分尼寺跡が所在しており、同様の立地や景観の中で、僧寺と尼寺が揃って残っていることも史跡の特徴である。

このような価値に加え、現代まで寺院としての性格を残しながら受け継がれてきた歴史的文脈や、周囲を囲う景観は史跡の価値を高め、本質的価値とともに後世に伝えていく価値と言える。

このように、甲斐国分寺跡は、笛吹市が掲げる「甲斐国千年の都」の歴史を象徴する存在として、地域の歴史資源を広く発信する核となりうる。

整備においては、地下遺構の表示や解説の充実を通じて、訪れる人々が古代の姿を体感できる整備を目指し、歴史的景観を活かした修景を推進することが重要である。また、市民や来訪者が憩い交流する空間、歴史・文化に触れ学ぶことのできる場としての役割も期待されており、市民協働による活用などを通じて新たな文化の創出と地域のにぎわい創出にもつながる整備が重要である。

このような観点から、史跡整備を通して史跡の持つ価値や特色を保存・活用し、将来へ継承していくため、次の5つを整備の理念として位置づけ事業の推進を図る。

- 1 次世代への確実な継承
- 2 歴史を学ぶ場
- 3 体感する史跡
- 4 古代甲斐国のシンボル
- 5 市民や観光客のための憩いの場

第2節 基本方針

1 「次世代への確実な継承」の方針

- ・ 史跡の確実な保存と積極的な活用を通して史跡保護を推進する
- ・ 史跡における課題解決に向けた最適な整備を進めるため、必要な運用ルールや庁内の体制を整える
- ・ 史跡の保存・活用・整備に必要となる発掘調査等を計画的に継続していく
- ・ 史跡及び関連文化財等の史料調査を継続して行う
- ・ 市民や地域の協力も得ながら、より史跡の価値を高めるための活動を推進していく

2 「歴史を学ぶ場」の方針

- ・ 史跡を通して市の歴史・文化に触れ、学ぶことができる場の整備を目指す
- ・ 史跡の公開・活用については、市民や来訪者に史跡への理解を深めてもらうため、継続的・積極的な活用を推進する
- ・ 来訪者に、史跡の価値を効果的に伝えられるような展示・情報発信を推進する
- ・ 調査研究によって明らかになった史跡の価値を分かりやすく発信する
- ・ 学校教育や生涯学習の場として史跡を活用し、後世へ守り伝えていくことを推進する

3 「体感する史跡」の方針

- ・ 史跡の価値を分かりやすく伝えることで、古代の姿を体感できる場の整備を目指す
- ・ 地下遺構の平面的な表示や解説板の整備と合わせ、史跡の特徴である歴史的景観を活かし、往時の姿を現地で想起できるよう修景整備を推進する
- ・ 遺構の保存及び往時の寺院空間を表現するため、伽藍として一体的な表現となるよう地形造成を行う
- ・ 整備においては史跡の本質的価値の理解につながることを前提とし、必要最小限で大きな効果が得られるような表現とすることを心がける

4 「古代甲斐国のシンボル」の方針

- ・ 甲斐国千年の都を宣言する笛吹市の歴史のなかでも、中心に位置する甲斐国分寺跡を笛吹市の歴史におけるシンボルとなるような整備を目指す
- ・ 地域固有の歴史遺産として、周辺の関連文化財を合わせて広く発信し、歴史・文化を活かしたまちづくりを推進する
- ・ 史跡を最大限活用するため、市内外の博物館、他自治体と協力・連携を図る

5 「市民や観光客のための憩いの場」の方針

- ・ 市民や観光客の憩いの場となるよう空間形成する
- ・ 新たな歴史・文化の創造の場として市民協働による活用を推進する
- ・ 文化的観光資源として観光客が集い、交流できるよう活用する
- ・ 地域住民や来訪者が安心して史跡を見学できるよう、周辺環境を含め整備する